

## 第2部

### 新潟市の農業のこれからを考える

——自然栽培米と有機卵の生産・流通・消費ネットワークを手がかりとして——

植木公啓

## はじめに

現在、我が国の農業は戦後から一貫して行われてきた自由化政策に加え、昨年3月に発生した東日本大震災やそれに伴う福島原発事故によって著しく疲弊している。また、人体や環境への影響という観点から、農薬や化学肥料に依存した慣行農法の在り方そのものに対しても近年大きな疑問が投げかけられている。その上、著しく低下した食料自給率(2011年:39%)の中にあつてなお政府や経済産業省を中心にすすめられている TPP 等も含め、我が国の農業は今まさに大きな岐路に立たされているといえるだろう。

そのような農業の危機的状況に対して、日本政府や「農業県」として知られる新潟県は果たしてどのような取り組みを行っており、またそれは一体どれ程の成果をもたらしているのだろうか。

そして、「農業の危機」が叫ばれている今だからこそ、他の政令指定都市にはない豊かな自然環境や広大な農地を有し、『田園型政令市』を掲げている新潟市の役割は今後ますます重要になってくるはずである。

また、このような行政の在り方だけではなく農家や消費者の在り方そのものに対しても、我が国における望ましい「これからの農業」について、その現状を調査・分析していく必要がある。

上記の観点から、昨年の12月、新潟市北区で自然栽培や自然養鶏などの「望ましい農業」を実践している代表的農園である「宮尾農園」へ赴き、調査を行った。

それらの取材を踏まえつつ、本稿では「農業の危機」と呼ばれている日本の農業が目指すべき「これからの農業の在り方」について、その現状や課題も踏まえながら考察を行っていく。

最後に、拙稿を執筆するにあたり、快く調査に協力して下さった宮尾農園の農園主である宮尾浩史様、お父様の宮尾武郎様にはこの場を借りて改めて深く感謝申し上げたい。

## 第1章：日本の農業が置かれている現状とその課題

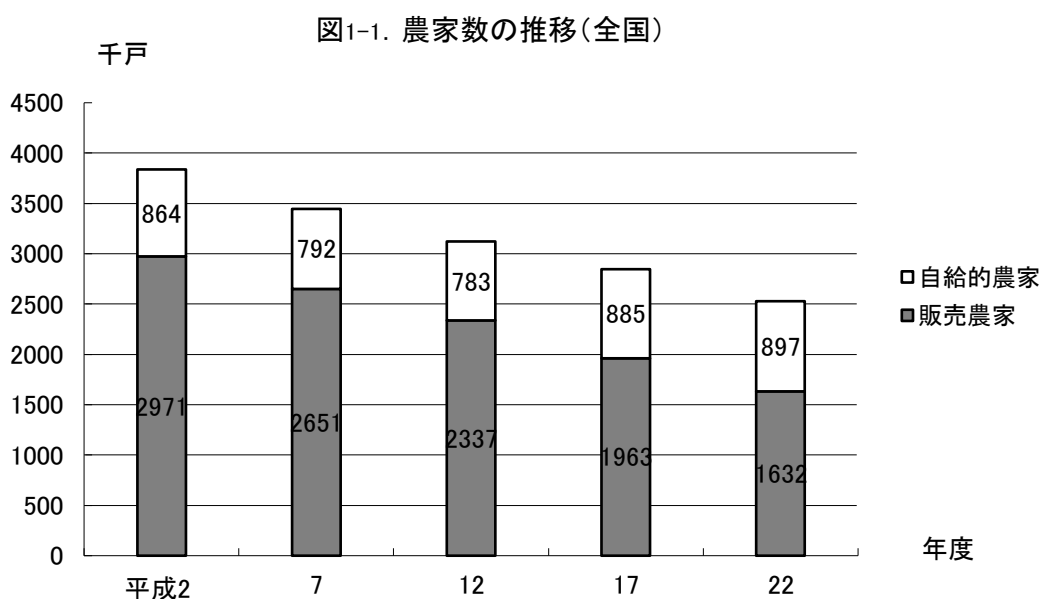
日本の農業の現状を示す際、その具体的な例として農家数や耕地面積の減少、食料自給率の低下などがよくマスメディア等で取り上げられている。

しかし「農業の危機」と呼ばれるそのような現状の一方で、日本の農業は過保護下にあり、さらなる自由化を進めるべきであるという議論も食料貿易の議論の場で行われている。一見矛盾しているそれらの主張だが、どちらがよりの確に日本の農業が置かれている現状を捉えているといえるのだろうか。

そこで第一章では、まずはそれらの基本的なデータを交えながら、日本の農業が置かれている現状やその要因を分析していく。

### 1.1 日本農業の現状

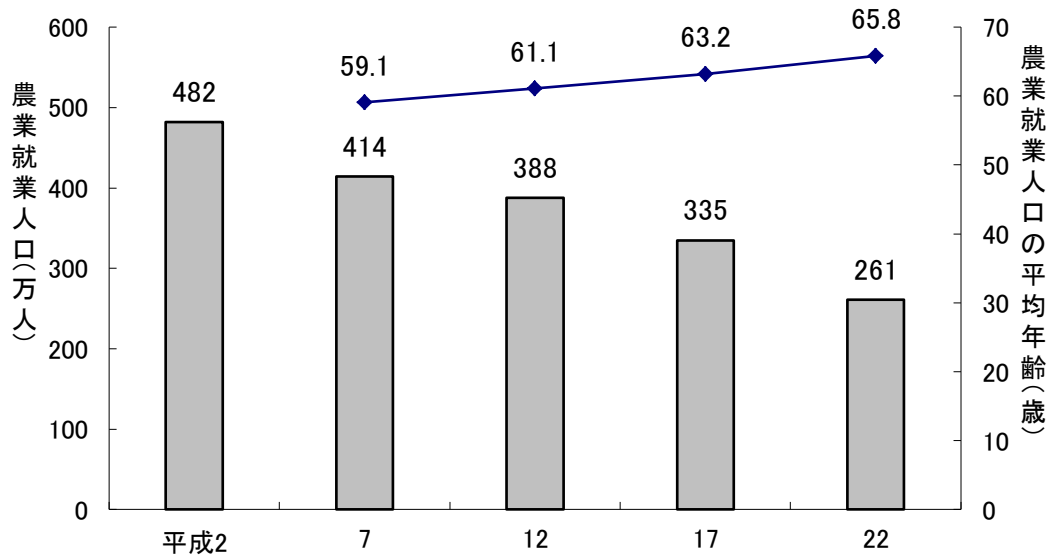
図 1-1 は全国の農家<sup>1</sup>数の推移を、図 1-2 は農業の就業人口と平均年齢の推移を示したものである。



【出所】農林業センサス累計統計書「農家数」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001012037&cycode=0>  
2010年農林業センサス「総農家数及び土地持ち非農家数」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>

<sup>1</sup> 農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯。  
(農林水産省「用語の解説」[http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2000/dictionary\\_n.html#n18](http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2000/dictionary_n.html#n18))

図1-2. 農業就業人口と平均年齢の推移(全国)



【出所】農林業センサス累計統計書「農業就業人口」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001012037&cycode=0>  
 2010年農林業センサス「年齢別農業就業人口」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>

図 1-1 中の自給的農家とは「経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家のこと」であり、販売農家とは「経営耕地面積 30a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家のこと」である<sup>2</sup>。それを踏まえて図 1-1 を見て頂きたい。

この図を見て分かるように、全体の農家数は平成 2 年から平成 22 年までの 20 年間で約 130 万戸も減少しており、その割合は 20 年前に比べ約 3 分の 2 に低下している。また、その内訳をみると自給的農家が増加する一方、販売農家数が大きく減少していることが分かる。その理由として、農林水産省（2011：207）は「高齢化、後継者不足による離農や、小規模農家の集落営農<sup>3</sup>への参加、大規模経営体への農地の権利移転等により、販売農家の定義を満たさない農家が増加したこと等が考えられる」と説明している（ただし、この説明にはやや疑問が残る。詳しくは次節以降を参照）。

また、図 1-2 から農業就業人口<sup>4</sup>は過去 20 年間で 482 万人から 261 万人と、200 万人以

<sup>2</sup> 農林水産省「用語の解説」[http://www.maff.go.jp/tokei/census/afc/2000/dictionary\\_n.html#n18](http://www.maff.go.jp/tokei/census/afc/2000/dictionary_n.html#n18)

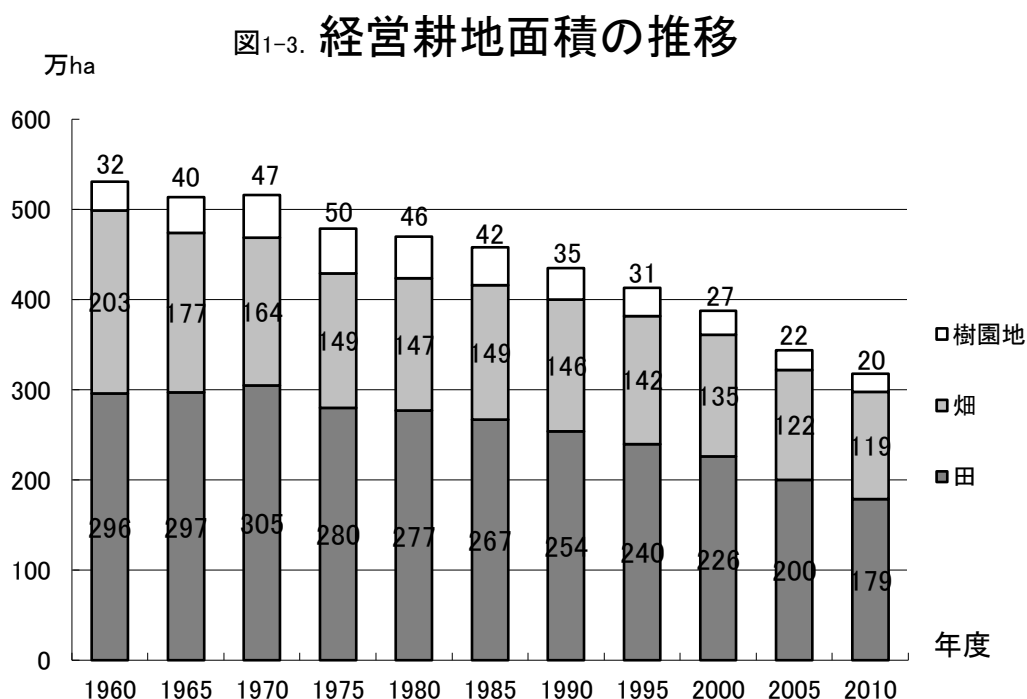
<sup>3</sup> 集落営農：集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。任意の組織のほか、各農家の利益増進が目的の「農事組合法人」、完全に営利目的の「株式会社」などの形態がある（農林水産省「農林水産関係用語集」より）。

<sup>4</sup> 農業就業人口：自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者。（農林水産省「用語の解説」）

上減少していることがわかる。「農業構造の展望」<sup>5</sup>によれば、農業就業人口のうち基幹的農業従事者<sup>6</sup>数は、平成 21（2009）年の 191 万人から、平成 32（2020）には 145 万人とさらに大きく減少し、そのうち 65 歳以上は 94 万人（全体の 65%）になると見込まれている。

以上、この二つの図から、わが国の農家数や農業人口などの「人」に関わる指標について、その値は年々深刻になってきていることがわかった。

続いて、農業における「土地」という観点から日本の経営耕地<sup>7</sup>面積の推移を図 1-3 に示す。



【出所】農林業センサス累計統計書「田畑別経営耕地面積」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001012037&cycode=0>  
 2010年農林業センサス「経営耕地のある農家数と経営耕地面積」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>

[http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/h21\\_h/trend/part1/terminology.html](http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h21_h/trend/part1/terminology.html)

<sup>5</sup> 「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造」を明らかにしたもの。食料・農業・農村基本計画（17年3月閣議決定）と併せて提示。

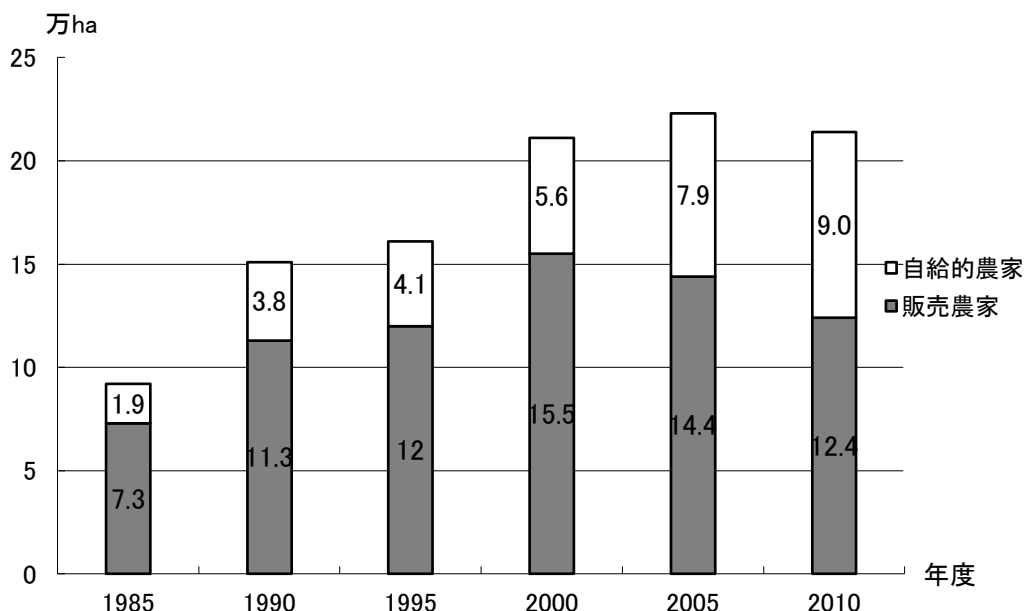
<sup>6</sup> 基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者（農林水産省「農林水産関係用語集」）。

<sup>7</sup> 経営耕地：調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地。（農林水産省「用語の解説」<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/yougo.html>）

この図から、樹園地、畑、田それぞれの面積は過去 50 年間で一貫して減少し続けており、全体でみると約 4 割もの経営耕地が減少していることがわかる。

続いて耕作放棄地<sup>8</sup>面積の推移について、その推移を以下の図 1-4 に示す。

図1-4. 耕作放棄地面積の推移



【出所】農林業センサス累計統計書「耕作放棄地」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001012037&cycode=0>  
 2010 年農林業センサス「耕作放棄地面積」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>

耕作放棄地とは、いわゆる「耕作する意思のない土地」のことであり、農地に対する農家の「意思」が反映されるため、その土地の農業の現状を知るうえでは非常に重要な指標である。図 1 - 4 をみると 2005 年に比べ 2010 年の耕作放棄地面積は僅かに回復しているように見えるが、図上には示していない「土地持ち非農家」<sup>9</sup>の耕作放棄地面積も加算すると（平成 17 年：162,419ha、平成 22 年：181,841ha）、2005 年よりも 2010 年の耕作放棄地面積の方が約 1 万 ha 大きくなっている。つまり、耕作放棄地面積全体として捉えると、年々増加しているのである。

<sup>8</sup> 耕作放棄地：農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前 1 年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいう。なお、これに対して、調査日以前 1 年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。（農林水産省「用語の解説」[http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/h18\\_h/trend/1/terminology.html](http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h18_h/trend/1/terminology.html)）

<sup>9</sup> 土地持ち非農家：農家以外で耕地及び耕作放棄地を 5ha 以上所有している世帯。農林水産省「用語の解説」[http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/h21\\_h/trend/part1/terminology.html](http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h21_h/trend/part1/terminology.html)

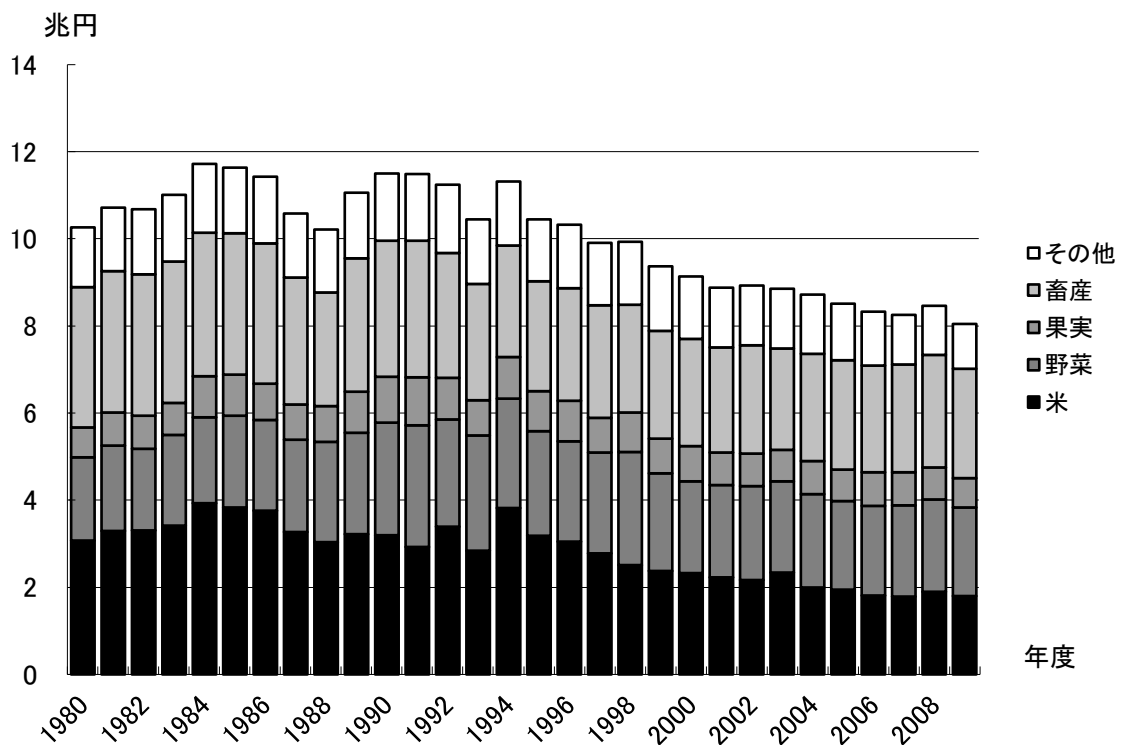
耕作放棄地の発生要因は、農業者の高齢化の進行、農作物価格の低迷、地域内に引き受け手がないことなど様々であり、その荒廃度合いも各地域や農地で異なる。このため、耕作放棄解消に向けては地域の実情に応じたきめ細かい対応を行うことが重要であり、迅速かつ慎重な対応が求められている<sup>10</sup>。

このように、農業には欠かすことのできない生産基盤である「人」に続いて「土地」という側面から見ても、その現状は年々深刻になってきていることが伺える。

それらの現状を踏まえ、新たに「価格」という観点から我が国の農業の現状をみていく。

以下の図 1-5 は農業産出額<sup>11</sup>の推移を示したものである。

図1-5. 農業総産出額の推移



注：「その他」は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸作物、その他農産物、加工農産物の合計  
 【出所】農林水産省「生産農業所得統計」<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001084169>

<sup>10</sup> 『平成 23 年度版 食料・農業・農村白書』 p231

<sup>11</sup> 農業総産出額：農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの（『平成 23 年度版 食料・農業・農村白書』 p380 「用語の解説」）。

農業総算出額は、平成 21 (2009) 年には約 8 兆円となっている。その内訳をみると、畜産が約 2 兆 5 千億円で全体の 31%、次いで野菜が約 2 兆円で 25%、米が 1 兆 8 千億円で 22%となっている。また、前年と比較すると全体では約 4 千億円減少しているが、そのうち米が 1 千億円と最も大きく減少し、野菜が 800 億円、畜産が 800 億円、果実が 700 億円の減少となっていることがわかる。

また、農業総産出額は 1990 年代以降一貫して下がり続けている。平成 2 (1990) 年のそれと比較してみるとすべての品目で産出額は減少してきており、全体で約 3 兆 4 千億円の減少となっている。その中でも特に大幅に減少したのが米であり、この約 20 年間で 1 兆 4 千億円減少し、全体に占める割合が 28%から 22%、品目の順位も 1 位から 3 位に低下している。

米は日本人の「食」を考える上で欠かすことのできない、まさに主食である。日本の総人口は平成 2 (1990) 年から平成 21 (2009) 年までの 20 年間で約 300 万人増えている<sup>12</sup>のに対し、なぜ主食である米の産出額はこれほどまでに減少してきているのだろうか。

考えられる理由として、「米の価格が下がった」や「米を消費しなくなった」等の理由が挙げられるが、その実態を知るには日本の米が歩んできた歴史を知る必要があるため、この議論はここでは省略して第二節に譲ることとする。

また、そのような日本の米について、もうひとつ欠かすことのできない大きな特徴がある。

それは、自給率の高さである。

日本の食料自給率は 39%(平成 22 年度、カロリーベース)<sup>13</sup>であり、先進国中最低の数値であることはよく知られているが、そのうち米の自給率は 98% (主食用は 100%) と他の食料に比べはるかに高い水準を維持しているのである。

このように、米の自給率はほぼ 100%であるにも関わらず食料自給率全体で見るとその数値が僅か 39%しかないということは、その分他の食料品目の海外依存度が極めて高いということを示している。この「食料自給率の低さ」は日本の農業の「危機的状況」を示す代表的数値として度々マスメディア等で報じられているが、その実態は果たしてどのようになっているのだろうか。

---

<sup>12</sup> 日本の総人口・平成 2(1990) : 123,611 千人、平成 21(2009)年 : 127,510 千人  
(総務省統計局「人口の推移と将来人口」<http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>)

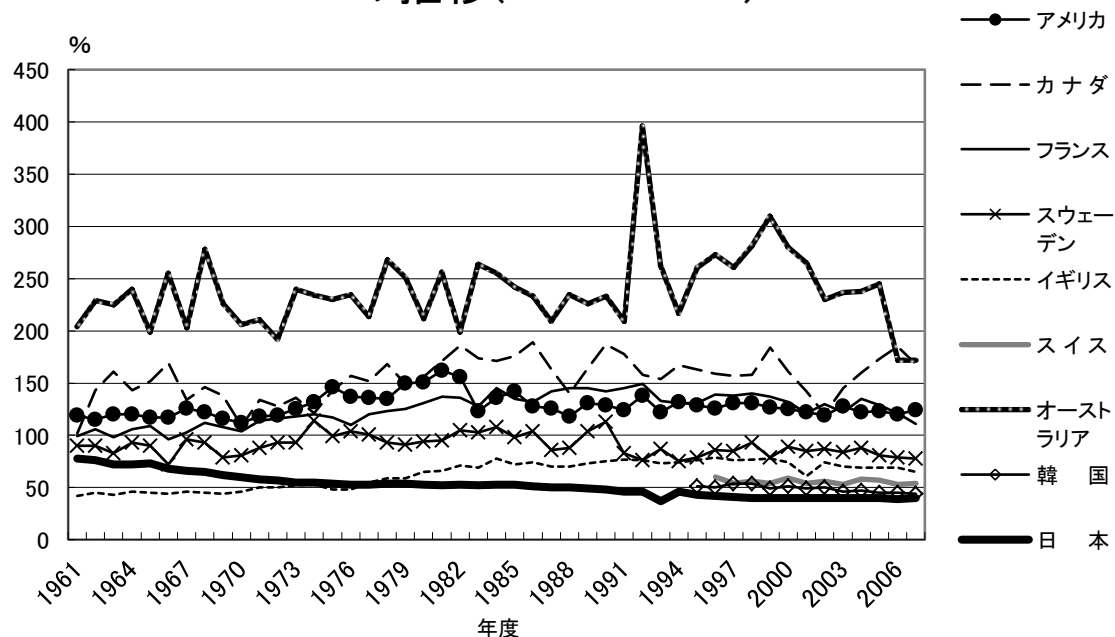
<sup>13</sup> 農林水産省「平成 22 年年度食料自給率をめぐる事情」  
[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/pdf/22slide.pdf](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/pdf/22slide.pdf)



そこで次は食料自給率という観点から、国内から世界にも視点进行移し、我が国の農業について分析していく。

図1-6は日本と諸外国の自給率の推移（カロリーベース）を比較したものである。

図1-6. 諸外国の食料自給率(カロリーベース)の推移(1961~2007)



【出所】農林水産省「食料自給率の部屋」

[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/other/2007-foreign-country-sankou5.xls](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/other/2007-foreign-country-sankou5.xls)

食料自給率とは、「国内の食料消費が国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標」のことであり、計算方法には以下の3種類がある。

①重量ベース自給率：国内生産量、輸入量など、その食料の重さそのものを用いて計算した自給率の値。

②カロリーベース総合食料自給率：食料の重さは、米、野菜、魚等どれをとっても重さが異なるため、それら全ての食料を足し合わせ計算するために、その食料に含まれるカロリーを用いて計算した自給率の値。

・カロリーベース総合食料自給率（平成22年度概算値）＝1人1日当たり国産供給熱量（946kcal）／1人1日当たり供給熱量（2,458kcal）＝39%

③ 生産額ベース総合食料自給率:カロリーの代わりに、価格を用いて計算した自給率の値。  
比較的lowカロリーであるものの、健康を維持、増進する上で重要な役割を果たす野菜やくだものなどの生産等がよりの確に反映されるという特徴がある。

・生産額ベース総合食料自給率（平成 22 年度概算値）＝食料の国内生産額（9.7 兆円）  
／食料の国内消費仕向額（「国内生産額＋輸入額－輸出額－在庫の増加額」で計算した値。  
畜産 14.1 兆円）＝69%

一般に「食料自給率」というとき、②のカロリーベースの総合食料自給率を指している。

日本の食料自給率は 1960 年代以降一貫して減少傾向にあり（1993 年の急激な減少は記録的な冷夏による米の不作が原因）、近年では 40%近くを推移している。また、平成 22 年度の日本の食料自給率は 39%と先進国中最低の数値を示している。

しかし、ここで注目すべきは「日本はもともと食料自給率が低い国ではなかった」という紛れもない事実である。ただその減少率は他国と比べ著しく大きく、1961 年に 78%あった食料自給率は 2010 年には実に半分の 39%にまで低下している。つまりこの「食料自給率の低下」という問題の本質は、「何故日本の食料自給率だけが、このように極めて速いペースで低下してきたのか」ということにある。

では、この著しい食料自給率低下の原因は、一体何なのだろうか。

その主な原因として、農林水産省では「食料消費の変化」と「食生活の変化」という二つの理由を挙げている<sup>14</sup>。前者は「戦後日本において食生活の洋風化が急速に進み、この急激な変化が食料自給率を引き下げてきた」こと、後者は「日本は昔から主食（ごはん）を中心とした食生活が行われてきたが、戦後、副食（おかず）の割合が増え、中でも特に畜産物（肉、乳製品、卵など）や油脂の消費が増えてきたことで自給率の高い米の消費が減り、自給率の低い畜産物や油脂の消費が増えてきた」ことをそれぞれ意味している。

たしかに、日本に居ながらにしてさまざまな国のあらゆる食材を手に入れられる私たちの「食」の在り方は、数十年前に比べ非常に多様化してきているとあってよいだろう。

しかし、上記のような「食の変化」という説明だけで我が国の深刻な「食料自給率の低下」の理由を十分に解明できたと、果たして言えるだろうか。仮にこれらの理由で全て説明できるとするならば、なぜ日本以外の先進国の食料自給率はほとんど下がっていないのだろうか、そもそもこのような「食の変化」はなぜ起こったのだろうか。

また、先に述べた他の指標についてもこれと同様の疑問が浮かんでくる。たとえば農家

---

<sup>14</sup> 農林水産省「食料自給率の部屋」 [http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/011.html](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/011.html)

の人口や経営耕地の減少という問題に関しても、「高齢化」や「後継者不足」という理由だけでこれらの深刻な事態を十分に説明できているといえるだろうか。そもそも、なぜ「高齢化」や「後継者不足」が起きているのだろうか、といったその根本原因を知ることが「これからの農業の在り方」を考える上で非常に重要になってくるはずである。

その為にも、我が国の農業がこれまで歩んできた「歴史」を知ることが不可欠になってくる。そこで次節ではこれらの観点から、日本農業の衰退の原因についてその歴史を踏まえつつ分析していく。

## 1.2 日本農業の現代史

本章第一節では日本の農業が置かれている深刻な現状を見てきたが、ではそれらの問題は一体いつ、どのようにして生まれたのだろうか。そこで第二節では日本の農業が歩んできた歴史を戦後まで遡り、年表を追いながらその要因を紐解いていく。

表 1-1.日本の農業史（1945～1954 年）

年度	主な出来事
1945(昭和 20)年	第二次世界大戦の終結
1946 (昭和 21)年	・農地改革案の完成 ・自作農創設特別措置法案、農地調整改革法案の成立
1951 (昭和 26)年	サンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約の締結
1954 (昭和 29)年	日米相互防衛援助協定(MSA 協定)の締結

【出所】大野 2004 : 20-28

1945 年に第二次世界大戦が終結すると、戦争による男手不足や海外（植民地）からのコメの移入が止まったため、日本は深刻な食糧不足に陥ることとなる。こうして日本の戦後は、「飢餓と貧困」から始まることとなった。

1946 年 6 月、GHQ(連合国軍総司令部)の指導のもと、①不在地主の小作地保有は認めない②在村地主の小作地保有限度は都道府県 1 ヘクタール、北海道 4 ヘクタールとする③以上をこえる小作地は国が強制的に買い上げ、小作農民に売り渡す④残った小作地の地代は金納とする、といった内容の農地改革法案ができあがる。日本政府はこの内容に沿って農地改革を進めるために必要な法律、自作農創設特別措置法案と農地調整法改正案の 2 つ

の法案を国会に提出し、同年 10 月 11 日に両法案は成立した。この改革によって平均耕作面積 1 ヘクタール前後の零細な農家を大量につくることとなったのである。

その後、耕す土地を獲得したそれらの農民たちは懸命に増産に励み、1948 年には遂にコメが豊作となり、食糧事情が好転し始めた。

こうして 1955 年にコメは空前の大豊作を記録することになる。その要因として、天候に恵まれたということの他に、化学肥料や農薬（環境や健康に害があるとして今では使用禁止になっているものがほとんど）に代表される新しい農業技術の導入や、戦後の復興を目的とした政府の食料増産政策などが挙げられる。

また、1951 年 7 月にサンフランシスコ講和条約が結ばれたことで日本は被占領状態からの解放されることとなるのだが、講和条約とともに締結された日米安全保障条約は米軍に無制限に日本を基地として使用する権利などを認める、日本にとってきわめて従属的なものであった。そしてこのアメリカとの関係が、後の日本に大きな影響を及ぼすこととなる。こうして戦後農業は始まり、やがて転換期を迎えることになるのである。

表 1-2. 日本の農業史（1955～1970 年）

年度	主な出来事
1954 (昭和 29)年	日米相互防衛援助協定(MSA 協定)の締結
1955 (昭和 30)年	余剰農産物協定の発効
1960 (昭和 35)年	・新日米安全保障条約の発効 ・「貿易・為替自由化計画大綱」を決定
1961 (昭和 36)年	農業基本法の成立
1970 (昭和 45)年	減反政策(米の強制的な生産調整)の実施

【出所】大野 2004 : 34-66

1956 年に「もはや『戦後』ではない」<sup>15</sup>という言葉が流行したように、この頃から日本経済は戦後復興段階を終え、成長期を迎えることとなる。

しかし、日本経済の成長とは裏腹に、日本の農業は次第に弱体化していく。

<sup>15</sup> 経済企画庁「昭和 31 年 年次経済報告」(経済白書)  
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je56/wp-je56-010501.html>

まず1954年3月にアメリカとの間で日米相互防衛援助協定(MSA協定)<sup>16</sup>が締結される。アメリカにとっての軍事援助と輸出振興を目的としているこの協定は、日本がコメ以外の穀物を外国に依存する政策選択をすることになった最初のきっかけである。

1954年7月にアメリカで成立した農産物貿易促進援助法(通称PL法)に基づき、アメリカの小麦、大麦、トウモロコシ、綿花などの余剰農産物を輸出するために1955年3月に各国との間に余剰農産物協定が結ばれた。この協定によって日本は1955年から1960年代初頭まで、総計4億4500万ドル(1ドル=360円換算)分もの余剰農産物の買い付けが行われた。

また、1960年6月には新日米安全保障条約が発効され、これにより日本は工業製品の市場をアメリカに依存することが可能となったが、その一方でアメリカから農産物を輸入することとなった。

同年6月に決定された「貿易・為替自由化計画大綱」では、アメリカの圧力によって農産物を含む貿易自由化と、資本取引の緩和などを打ち出した。これら一連の政策により、日本の食糧自給率は60年代以降、急速に低下し「工業製品は輸出、農産物は輸入」という日本の貿易構造がつけられていった。

1961年6月には、所得政策・選択拡大政策・生産性向上政策<sup>17</sup>を柱とした農業基本法が成立する。この法律によって農民の大幅な削減や農業の機械化・化学化が促進されたが、それと同時に仕事の幅やその裁量が狭まったことで農家の主体性がしだいに失われていくことになる。

1970年にはその象徴的な出来事であるコメの減反政策(強制的な生産調整)が開始<sup>18</sup>された。70年代の減反は米の在庫が過剰に増加したことによるいわば緊急措置として実施されたが、この問題はすぐに解消されるようなものではなく、結果的に年々減反面積を増やし

---

<sup>16</sup> MSA協定：MSA協定(Mutual Security Act)東西冷戦の激化と朝鮮戦争勃発を契機に、1951年、トルーマン大統領のもとでつくられた軍事援助のための法律。同法は次のアイゼンハワー大統領政権下で次第に整備され、当時アメリカを悩ませていた余剰農産物と食糧援助、軍事援助を一体のものとして進める形を整えた。食糧不足下にある被援助国はアメリカの余剰農産物を購入し、それを自国通貨で国民に売却、その代金を軍事増強に使う、という仕組みである。(大野1994:29-30)

<sup>17</sup> 所得政策：農家一戸当たりの経営規模を拡大(=農民の大幅な削減)。

・選択的拡大政策：より効率的な食料の供給体制を目的として、畜産・果樹など輸入農産物と競合しない範囲に国内農業を誘導(農業生産の立場からいえば、選択的縮小)。

・生産性向上政策：労働生産性の向上を目的として、農業の機械化、化学化等を促進。(大野2004:43-48)

<sup>18</sup> 当時、食糧管理法のもとでコメは全量政府の管理のもとにあり、政府が再生産を補償する価格で生産者からコメを買い上げ(生産者米価)、消費者には家計費で賄える値段(消費者米価)で売りわたすという二重価格統制が敷かれていた。しかし、輸入食糧の増加によってコメの消費が減り、「生産者米価>消費者米価」という時期が続いたため赤字を重ねてしまっていた。またそれに加え、コメの消費が減ってコメが余り、政府が膨大な在庫を抱えてしまっていたことが背景にある。

現在まで続いているのである。

そして、日本の農業にも「グローバル化」の波が押し寄せることになる。引き続き表 1-3 を参照して頂きたい。

表 1-3. 日本の農業史（1985～1995 年）

年度	主な出来事
1985 (昭和 60)年	プラザ合意
1986 (昭和 61)年	GATT(関税及び貿易に関する一般協定)のウルグアイ・ラウンド開始
1995 (平成 7)年	・ GATT から WTO(世界貿易機関)に改組 ・ 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）」の施行

【出所】大野 2004 : 73-84

1985 年 9 月にプラザ合意によって急速な円高ドル安が急速に進んだ。これにより海外からの製品輸入、特に食料品輸入が急増した。

1986 年 9 月、GATT(関税及び貿易に関する一般協定)<sup>19</sup>の多角的交渉ウルグアイ・ラウンドが開始された。交渉の主導権は終始アメリカが握り、農業部門での合意は 93 年 12 月に行われた。それにより、日本は米以外の農産物について自由化の受け入れが決定した。

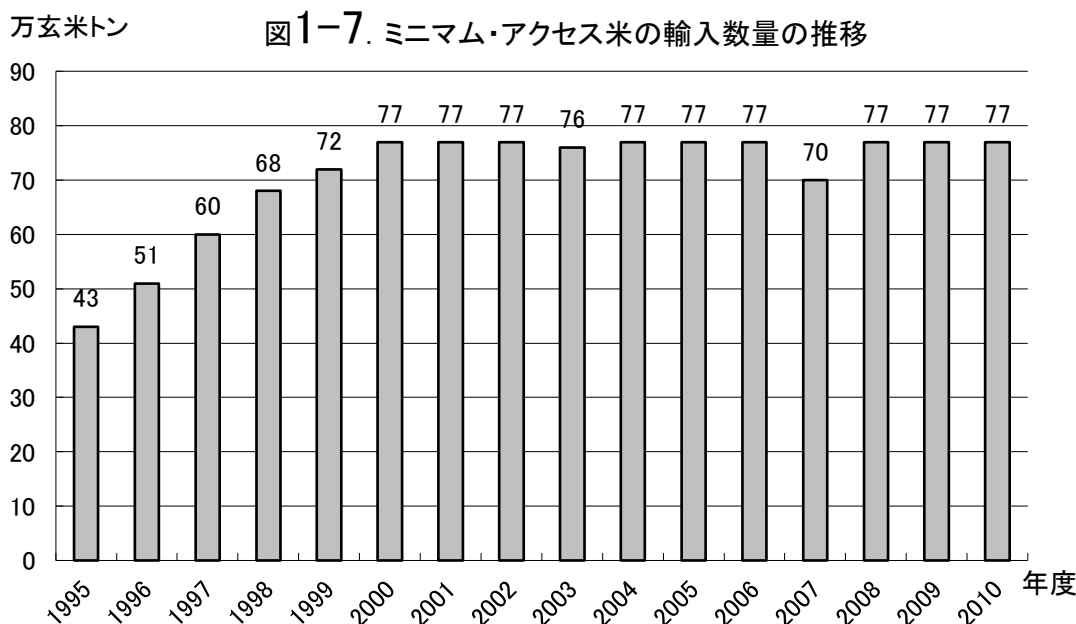
米については、輸入米が自由に入ってきてしまうとあまりにも国内農業への影響が大きくなってしまったため自由化対象品目からは外されたが、国内消費量の一定割合を最低限の輸入機会として設定し、その割合を段階的に増やすというミニマムアクセス(MA)が導入された。その結果、日本は消費量の 4 %である約 43 万トンから始まり、段階的にその輸入量を増やしていかなければならなくなった（詳しくは図 1-7 を参照）。

したがって、ミニマム・アクセス米の導入により日本の農業の「最後の砦」だった米もついに「部分自由化」というかたちで輸入せざる状況になってしまったのである。

また、このミニマム・アクセス米の導入に関して日本国内では何の対策もなされなかった。このことから「生産調整面積は増やさない」→「輸入米は入ってくる」→「米が余る」

<sup>19</sup> 関税及び貿易に関する一般協定(GATT = General Agreement on Tariffs and Trade) : 戦前、世界経済がブロックごとに分断されたため、貿易の急激な縮小と経済の長期的な停滞を招き、それが戦争へとつながったという反省から、関税その他の貿易障壁を廃止し、自由貿易を推進することで、各国経済の発展を図ろうという目的で第二次世界大戦直後の 1948 年に発足された多国間条約。(大野 2004 : 77)

→「価格が下がる」→「引き合わなくなった零細農民が米作りをやめる」→「需給が均衡する」という政府の方針が伺える。



【出所】米穀機構米ネット「ミニマム・アクセス米の輸入数量の推移」  
<http://www.komenet.jp/komedata/yunyu/2004/data1.html>

つまり、輸入米が入ってくるにもかかわらず転作を増やさないとすることは、生産者米価を引き下げていくということを表明したことには他ならないのである（大野 1994 : 50）。また、これら一連の交渉によって国内の農業保護政策は貿易の阻害とみなされ、それらは廃止や緩和、あるいは国際基準へと移行せざるを得なくなっていった。

1995年1月にはGATTからWTO(世界貿易機関)<sup>20</sup>に改組され、国際条約(GATT)からより強い権力を持つ国際機関となったが、世界的な枠組みで一体的に交渉を進めるWTOの協議は難航、その代わりに自由貿易協定(FTA)<sup>21</sup>が世界的に推進されるようになる。

そして国内では同年11月、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(食糧法)が施行される。コメの全量国家管理を前提とした従来の食糧管理法は、コメの流通と価格決定におけるさらなる規制緩和の推進を目的としたこの「食糧法」の成立により廃止される

<sup>20</sup> 世界貿易機構(WTO=World Trade Organization) : ウルグアイ・ラウンド合意を受け、GATTの枠組みを発展させるものとして1995年に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。

<sup>21</sup> 自由貿易協定(FTA=Free Trade Agreement) : 物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定。

(農林水産省「用語の解説」[http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/h21\\_h/trend/part1/terminology.html](http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h21_h/trend/part1/terminology.html))

ことになったのである。「人」を蔑ろにする食糧法のこのような在り方は、「生産者、消費者、農協、卸売業者、小売業者の犠牲のもとに、量販店、総合商社、米輸出国の利益をはかるもの」ともいわれた（三島 2001：147）。

そして 1999 年 7 月、「食料・農業・農村基本法」（新農業基本法）が成立し、WTO の打ち出したグローバルスタンダード(=自由貿易)の姿勢が本格的に要求されるようになる（表 1-4 を参照）。

表 1-4. 日本の農業史（1999～2010 年）

年度	主な出来事
1999(平成 11)年	「食料・農業・農村基本法（新農業基本法）」の成立
2001(平成 13)年	改正農地法の施行
2002(平成 14)年	「米政策改革大綱」の策定
2004(平成 16)年	「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（改正食糧法）」の施行
2006(平成 18)年	環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の発効
2010(平成 22)年	菅直人前首相が所信表明演説で TPP の参加を表明

【出所】大野 2004：73-84，岡田ほか 2011：10

この法律によって農業分野への市場原理の導入や農産物価格支持政策の縮小・廃止、農業の担い手の多様化が起き、それまで各種農作物に設定されていた価格支持制度は、徐々に緩和・撤廃されていった。

つまり、農業基本法（1961 年）が冷戦体制と高度成長への即応であるとするならば、新基本法は多国籍企業帝国主義と WTO 体制への即応であり、先進国農政転換へのキャッチアップである。また、農業基本法が農業生産者のための基本法だとすれば、新基本法は消費者国民向けの基本法であるであると換言できるだろう<sup>22</sup>。

このような新基本法の方針を受け、株式会社も農地を取得し農業経営ができるように、2001 年 3 月に改正農地法が施行された。これらの出来事はそれまで「耕作者主義」を基本に成り立ってきた農地法の在り方そのものが崩壊したことを意味していた。

<sup>22</sup> 田代 2001：40



2002年12月には「米政策改革大綱」が策定されたことでさらなる規制緩和が推進されることになり、2004年4月には「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」（改正食糧法）が施行された。この法律は「米政策改革大綱」を受けて、減反の自由選択・業者の政府への登録制度の廃止が行われた。その結果、ここでも産地どうし、生産者どうしの激しい競争が加速されることとなった。

そして2006年5月環太平洋戦略的経済連携協定（TPP<sup>23</sup>）が発効される。当初はシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの四カ国間で行われていたが、2010年には当初の4カ国に加え、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムが参加し、同年10月には菅直人首相が所信表明演説でTPPの参加を表明した。TPPに日本が参加することになれば海外の農産物輸入が加速するため、農業界からは根強い反対論が噴出している。

以上、日本農業が歩んできた歴史を戦後から遡ってみてきた。飢餓と貧困から始まった戦後の日本農業はその後、国内保護政策によって目覚ましい発展と成長を遂げていく。しかしその成長も束の間、日米関係や国内農業の「近代化」政策、さらにWTOによる自由貿易の推進等により、日本の農業は著しく疲弊していくのである。

つまり、「農業の危機」と呼ばれる日本農業の現状は、戦後の日本が推し進めてきた政策である「近代化」と「自由化」に因るものが非常に大きいのである。

### 1.3 「農業の危機」の要因

第一節では日本の農業の深刻な現状を、第二節ではその要因を知るべく日本の農業が歩んできた歴史を調べてきた。

その結果、第一節で述べたようないわゆる「農業の危機」が顕在化してくるのは、まさに日本農業の「近代化」や「自由化」が行われた時期と重っていることがわかった。つまり、農業の「高齢化」や「後継者不足」などは決して自然発生的なものではなく、そもそもそれらの現象の根底には、戦後の日本が行ってきた農業分野における「政策」が大きく関係してきているのである。

---

<sup>23</sup> 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP=Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）：もともとはニュージーランド・シンガポール間で2001年1月に発効した協定をベースとして、チリとブルネイが加わった4カ国で2006年5月に発効したFTAであるが、より広域の自由貿易圏となるべくさらにAPECの他のメンバーも参加して2010年3月に開始されたのが、現在のTPP協定交渉である。すでに4カ国の中で発効しているTPPは、物品貿易の関税については、ほぼ全ての品目で即時または段階的撤廃を行い、さらにサービス貿易、政府調達、競争政策、知的財産権、人の移動など広い範囲の非関税分野も含む包括的経済連携協定となっている。（鈴木・木下2011：10-11）

例えば、2004年に施行された改正食糧法から予想される政府のシナリオとして、①生産・流通段階の競争を激化させる②米価は下がり、それに追いつけないでコメづくりをやめる人が出てくる③コメ過剰がなくなり、減反をしなくてすむようになる④規模の大きい生産者は経営安定対策で守り、日本の稲作経営の大型化を進めることで国際競争力をつける、ということが挙げられる（大野 2004：96）のであり、政府はそれに耐えられる農業者さえ残ればよいという方針で、意図的に現在のような農業構造をつくっていったとも解釈できるのである。

以上を踏まえると、ここで本章の冒頭に述べた一つの疑問が再度浮かび上がってくる——果たして日本の農業は本当に「過保護」なのだろうか——。

そこで現在の日本農業が抱える最も深刻な問題の一つである「食料自給率の低下」を分析することで、この疑問の核心に迫っていく。

第一節で触れたように、日本の食料自給率は40%前後と他の先進国に比べて著しく低い。では何故日本の食料自給率はここまで低下してしまったのだろうか。

関税が高ければそこまで輸入が増えることはないし、また仮に関税が低くても農家所得を形成する国内の補助金が多ければ国内生産は増えるはずである（鈴木 2008：26）。そして現実にそうになっていないということは、すなわちどちらも十分高いとは言えないことを意味しているのである。

次頁の図 1-8 に示した「主要国の農産物の平均関税率」を参照して頂きたい。

高関税で輸入実績がほとんどない品目を除けば、日本の平均関税率は11.7%でアメリカの5.5%よりは高いが諸外国に比べ非常に低い値を示していることがわかる。

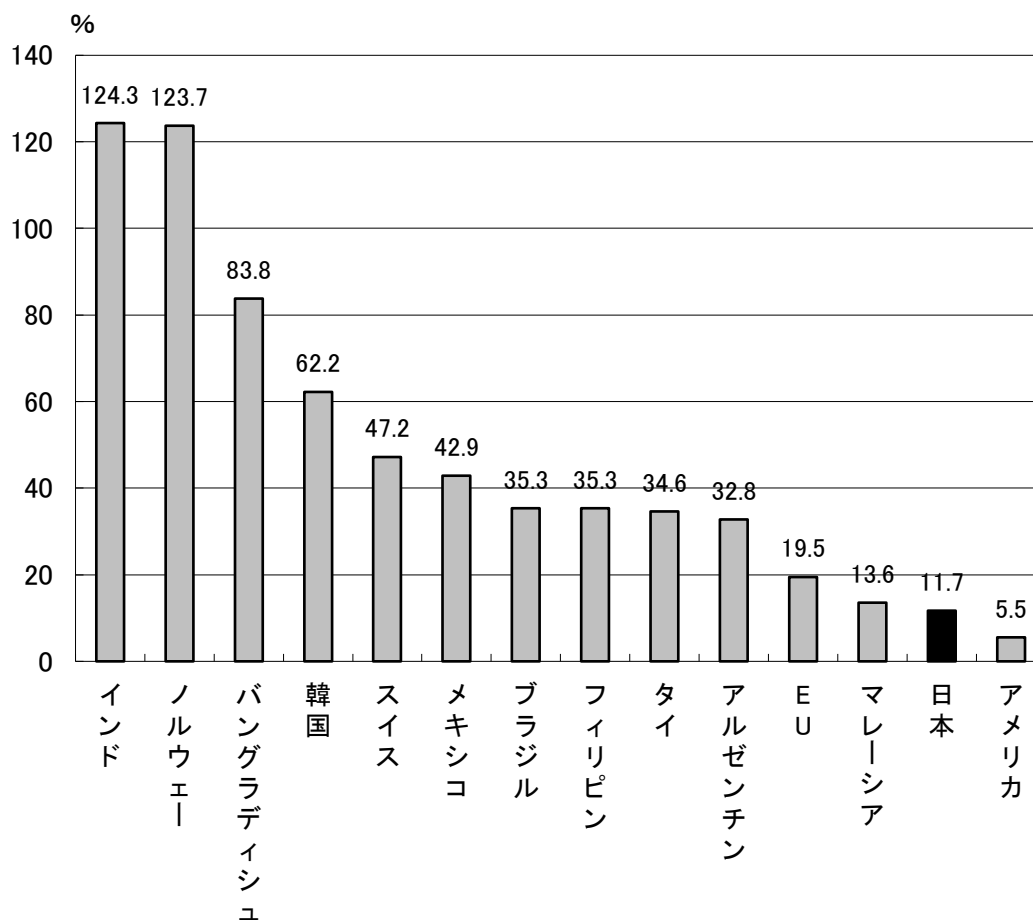
また、食料自給率に関しては日本とそれほど変わらないスイス(2007年食料自給率:54%)と韓国(2007年食料自給率:49%)においても、平均関税率はそれぞれ51.1%と62.2%と日本のそれに比べるとはるかに高関税である。たしかに日本はコメ(490%)や乳製品(脱脂粉乳:200%、バター:330%)などのごく一部(農産物全体の約1割)の最重要品目に限り高関税によって「保護」されているが、それ以外の農産物の関税は相当に低く、たとえば野菜の多くはわずか3%<sup>24</sup>という低関税で世界との競争にさらされている。

だがここで忘れてならないのは、日本だけでなく世界各国が、少なからぬ基幹食料について「高関税政策」を行っているという事実である。

---

<sup>24</sup> 詳しくは財務省貿易統計「実行関税率表」<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>を参照。

図1-8.主要国の農産物の平均関税率



注：日本の米のように、1996年において輸入実績がない品目については、平均関税率の算出に含まれていない。

【出所】OECD（経済協力開発機構）「REVIEW OF TARIFFS SYNTHESIS REPORT」（1999）  
[http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TD/TC\(99\)7/FINAL&docLanguage=En](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TD/TC(99)7/FINAL&docLanguage=En)

重要品目は国民の最も基礎的な食料や国家安全保障や地域社会存続などの観点から、一定の国内生産を守ることが必要とされる品目である。

しかし、国によって土地条件や歴史的発展段階に大きな差があるため、その場合は農家がいくら努力しても外国と同じ土俵で競争することは当然できなくなってくる。

たとえば、アメリカ農業は広大で平坦かつ肥沃な土地条件のうえに、大規模大型機械化農業として展開したのに対し、日本農業は谷筋・川筋の傾斜地に、小規模中小型機械化農業として展開した。その平均経営規模は 185ha 対 1.3ha で、実に約 150 倍もの落差が存在している（麻野 1998：25・26）が、その国の実情に合わせて保護政策をどうしても必要

とする重要品目を設けることは、EU はもとよりアメリカでさえも行われているのである（鈴木・木下 2011 : 23）。

しばしば、アメリカは「農業の国際競争力があるから輸出国となり、結果的に 100%を超える自給率が達成されている」と説明されがちだが、これは間違いである。

日本の農産物は平均関税率がかなり低く、また価格支持政策も撤廃し、輸出補助金はそもそもゼロであるのに対して、欧米諸国の農業保護は、今でも高関税・価格支持・直接支払い・輸出補助金の組み合わせから成っている（鈴木 2008 : 34）。また、日本の農家の農業所得に占める直接支払いの割合は 16%程度であり、アメリカが 5 割前後、欧州諸国が軒並み 9 割を超えているのと比べて、はるかに低いのである（鈴木・木下 2011 : 25）。

以上の事柄を踏まえると、「日本農業は過保護なのか」という問いに対してこのように言えるだろう。

つまり、「日本農業は過保護である」と言うとはたかも「農業全体」が過保護であるように錯覚されるが、それは大きな誤解であり、その実態は「ごく一部の最重要品目が高関税によって保護されている」だけなのである。しかもそのような政策は世界中で当たり前に行われており、むしろ日本の農業市場はすでに世界でもトップクラスに開かれているとあってよいのである。

このような状況下でさらなる自由化を求める TPP の参加が決定されてしまえば、それこそ日本の農業は崩壊しかねない。ではこのような「農業の危機」と呼ばれる現状において、日本政府は農業を「守る」ためにどのような対策をとっているのだろうか。また、さらに範囲を限定し、私たちの住む新潟県や新潟市ではどのような取り組みが行われているのだろうか、という観点から『「農業の危機」に対する近年の農業政策』として、次頁から第二章を展開していく。

## 第2章：「農業の危機」に対する近年の農業政策

第一章では「危機的状況」に陥っている日本の農業を取り巻く現状をより正確に理解するために、基本的な指標と日本の農業史について学んできた。

第二章ではそれらの「農業の危機」に対する取り組みについて、日本だけでなく日本屈指の農業県である新潟県について分析する。また、その中でも特に他の政令市にはない豊かな自然環境や広大な農地を持ち、「田園型政令市」を掲げている新潟市について、その取り組みを調査・分析していく。

### 2.1 日本の農業政策

日本政府は自由貿易の世界的な圧力に対抗する代表的取り組みとして「農業の多面的機能」論を、また国内の農業保護政策として「戸別所得補償政策」を展開している。そこで、まずは前者の「農業の多面的機能論」について分析し、その現状と課題を探っていく。

#### ● 農業の多面的機能

そもそも「農業の多面的機能」とは一体何なのであろうか。農林水産省のホームページでは「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」<sup>25</sup>と説明している。日本学術会議の答申<sup>26</sup>ではさらに深く言及され、①持続的食料供給が国民に与える将来に対する安心、②農業的土地利用が物質的循環系を補完することによる環境へ貢献、③生産・生活空間の一体性と地域社会形成・維持、という三つの側面が農業の多面的機能における代表的な機能として示された。

特に②に関連して、日本学術会議の答申では「洪水防止・土砂崩壊防止・土壌侵食(流出)・

---

<sup>25</sup> 農林水産省「農業・農村の多面的機能」

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougvo\\_kinou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougvo_kinou/index.html)

<sup>26</sup> 農業や森林の多面的機能は、国民生活や国民経済の安定に重要な役割を果たしているが、その価値が一般に分かりにくいという面があった為、農業や森林の有する真の価値について正しい理解と社会的認知を得るため、平成12年12月14日、農林水産大臣から日本学術会議会長に対して、「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価」について諮問を行い、学術的な調査審議を依頼した。日本学術会議では、諮問を受け、多岐の分野にわたる会員から構成される「農業・森林の多面的機能に関する特別委員会」を設置し、多面的機能の内容、範囲、その発現メカニズム、定量的評価の意義と限界等について調査審議が行われた。この調査審議の結果をまとめた答申が、平成13年11月1日、日本学術会議会長から農林水産大臣に対して行われた。

河川流況の安定・地下水涵養<sup>かんよう</sup>」の計五項目からなる「農業の多面的機能の貨幣評価」が織り込まれた（詳しくは表 2-1 を参照）。

表 2-1. 農業の多面的機能の貨幣評価

機能の種類	評価額	評価方法
洪水防止機能	3 兆 4,988 億円/年	治水ダムを代替財として評価
土砂崩壊防止機能	4,782 億円/年	土砂崩壊の被害抑止額によって評価
土砂浸食（流出）防止機能	3,318 億円/年	砂防ダムを代替財として評価
河川流況安定機能	1 兆 4,633 億円/年	利水ダムを代替財として評価
地下水涵養 <sup>かんよう</sup> 機能	537 億円/年	地下水と上下水道との利用上の差額によって評価

【出所】農林水産省「農業の多面的機能の比較対象表」  
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougvo\\_kinou/06\\_hikaku.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougvo_kinou/06_hikaku.html)

「農業の多面的機能」は市場では評価されないためそれ自体に値段がつくことはないが、その土地に住む人々にとっては欠かすことの出来ない非常に重要な農業のはたらきである。

これらの機能は今まで数値化されることがなかったが、それをあえて数値化することで「農産物の交易は自由貿易一辺倒ではなく、こうした機能を維持していけるものでなければならない」と世界に主張しようというのが日本政府の狙いである。また、このような「農業の多面的機能」に対して、日本国内でも「農業には、日本人のふるさとである農村的生活環境をはぐくむ生態環境保全と日本人らしい生活・文化を維持する機能の発揮が、農産物の生産以外に望まれている」というような評価の声も上がった（田淵・塩見 2001：22）。

たしかにこの理論は、例えば 2002 年から国際連合食糧農業機関(FAO)が世界重要農業遺産システム(GIAHS)<sup>27</sup>を定め、農業が持つ多様性をシステムとして捉えてそれらを保護・振興しているように、世界的にみても脚光を浴び始めてきている。

<sup>27</sup> 国際連合食糧農業機関(FAO=Food and Agriculture Organization of the United Nations)：世界の人々の栄養水準および生活水準を向上させるとともに、農業の生産性を高め、特に農村に居住する人々の生活事情を改善していくことを使命として、1945 年に設立された。本部はローマ。

「世界重要農業遺産システム」(GIAHS=Globally Important Agriculture Heritage Systems)：国連農業機関 (FAO) が、2002(平成 14)年から始めたプロジェクトで、景観の保全につながる伝統的な農業を守り、次世代に継承することや、生物多様性などを持つ地域の保全などの取り組みのことをいう。豊かな農村景観のみならず、多様な生物との共存や土着の祭礼など人々の営みや働きかけが前提、必須となっている。(国際連合食糧農業機関 <http://www.fao.or.jp/index.html>)

また、国別では同じ食料大量輸入国で条件も似ている韓国や古い田園文化を持つ EU 諸国からはある程度の支持は得られている。

しかし、経済的利害が激しくぶつかり合う WTO の交渉の場では依然として自由化要求に対する対抗力となる程の理解を得られていないのが現状であり、アメリカやオーストラリアなどの農業輸出国からは「保護主義の口実にすぎない」として批判の対象となっている。ではなぜ日本のこの「農業の多面的機能」論は、国際交渉の場で未だに説得力を持たずにいるのだろうか。

この理論の最大の問題点は、国際的にこうした「農業の多面的機能」論を展開している政府が、では日本国内でこの主張を政策的な裏付けをもって具体的に推進しているのかと問われた時に、説得力のある答えができないということにある。第一章で述べたように、これまで我が国の農業政策は市場競争に向けてひたすら農民を駆りたてる方向が貫かれてきたが、それは同時に「農業の多面的機能」を農業から排除してきたことに他ならないのである。

つまり、対外向けと国内向けのダブルスタンダードを交渉相手に見抜かれていることが、この主張が国際的に説得力をもたない理由の一つなのである（大野 2004 : p86）。

また他にも、「農業の多面的機能論では正の外部性だけが取り上げられ、負の外部性については全く言及されていない」ということもその理由として挙げられる。農業がプラスの面を果たしているのが事実だとしても、自然の最も安定した状態である森林を破壊し、人間の都合のいい田畑に変えているという点では、画的な森林破壊をしていることと同義である。またそれに加え、農薬や化学肥料の使用によって環境に対する負荷をかけていることも紛れもない事実である。正の外部性から負の外部性を差し引くと、主張できるほどのプラスの側面が残っていない、という見方すらこの理論にはあるのである（伊藤 2002 : 159 - 163、篠原 2000 : 41）。

続いて本節の冒頭でも触れたように、もうひとつの国内農業保護政策である「戸別所得補償政策」について分析していく。

#### ● 戸別所得補償政策

第一章で述べてきたように、「最重要品目」として数えられている米以外のほとんどの農産物は市場に対して既に十分すぎる程開かれているとあってよい。その代わりに、日本は最重要品目である米を（MA 米の輸入による部分自由化や価格支持政策を撤廃したにせよ）

高関税（「精米」：778%）によってなんとか守り通してきたのである。しかし、いま盛んに議論されている TPP への参加が決定となれば、その「最後の砦」である米の関税率もゼロになってしまうという公算が大きい。

このとき、「米については所得補償があるから、関税を撤廃してもその影響は小さい」というように、関税の撤廃を「推進」する理論としてしばしば持ち出されるのが日本の基幹的農業保護政策である「戸別所得補償」政策である。

農林水産省はこの制度について、「食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作り上げていくための施策であり同時に、環境の保全や美しい景観などの農業・農村の多面的機能を維持し、我が国の資産として維持していくためのもの」と説明している<sup>28</sup>が、その実態は一体どのようなものなのだろうか。

そこでこの「戸別補償政策」政策についても、その現状と課題について分析していく。

現状の米に対する戸別所得補償制度は、一俵（60kg）あたり平均生産コスト（13,700 円）を常に補償するものではなく「過去3年平均価格>当年産の販売価格」なったときにその差額を補填する変動払いと、恒常的なコスト割れ相当分 1,700 円の固定支払いによる補填を組み合わせたものである。つまり、変動払いの分だけ、もし米価下落が続けば補填されない「隙間」の部分が出てきてしまうことになる。

第一章で述べてきたように、ただでさえ米の価格は政府による価格支持の撤廃や競争の激化によって下落してきており（詳しくは次頁図 2-1 を参照）、その上日本の TPP 参加によって米の関税が撤廃されるようなことがあれば、さらなる米価下落によって「隙間」の部分がますます拡大していつてしまうのである。

そこでもし、米の関税撤廃後も平均生産コストを米農家に全額補償しようとするとそのコストはどうなるのだろうか。

たとえば、米関税の完全撤廃後も現在の国内生産量（約 900 万トン）を維持することを目標として、一俵（60kg）当たり 14,000 円の米生産コストと輸入米価格 3,000 円との差額を補填する場合の財政負担額を試算してみると、以下の式が求められる。

$$(14,000 \text{ 円} - 3,000 \text{ 円}) \div 60 \text{ キロ} \times 900 \text{ 万トン} = 1.65 \text{ 兆円}^{29}$$

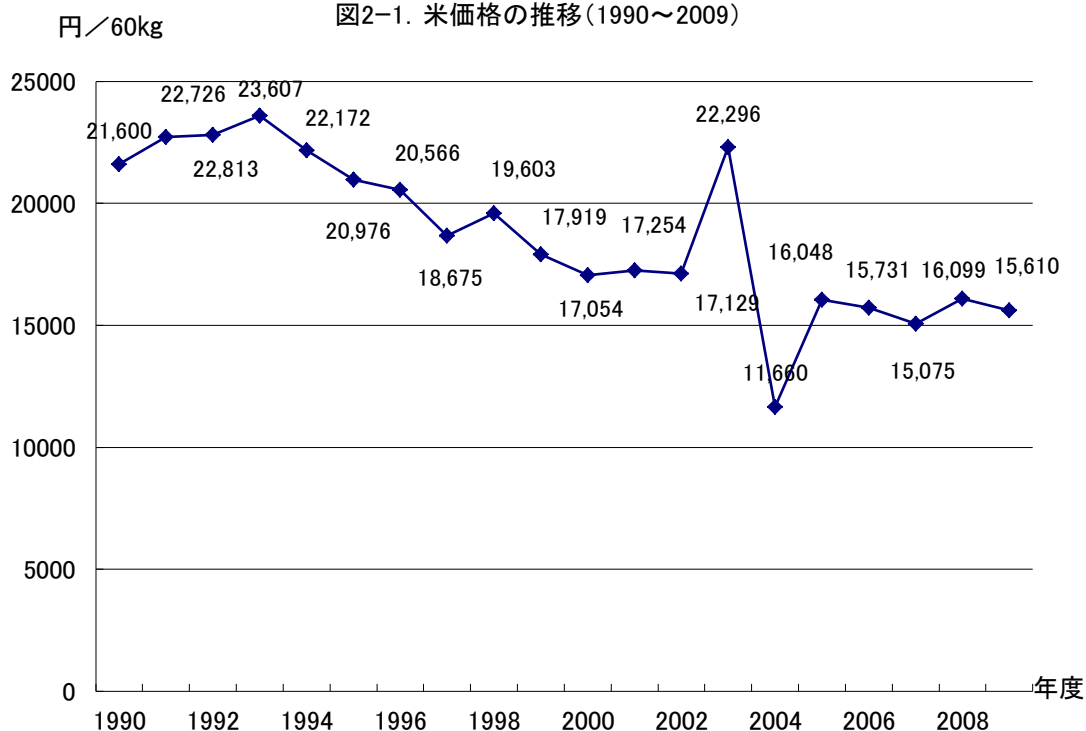
<sup>28</sup> 農林水産省「農業者戸別補償制度の概要」

[http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/kobetu/pdf/kobetu\\_h23pamph\\_231116.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/kobetu/pdf/kobetu_h23pamph_231116.pdf)

<sup>29</sup> ただし、木下・鈴木（2011：28）は、試算で用いた輸入米価格を低めに設定（平成 22 年度の中国産米の入札価格は玄米換算で 8,550 円）したことについて次のように説明している。「9,000 円程度となっ



図2-1. 米価格の推移(1990~2009)



注1：価格は、17年産までが銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、18年産以降は、月複数回入札を実施しているため、各月ごとに落札された銘柄別の落札加重平均価格を前年産検査前年産検査数量ウェイトで加重平均している。

注2：価格には包装代、拠出金、消費税が含まれている。

【出所】米穀機構米ネット「米穀の落札銘柄平均価格の推移」  
<http://www.komenet.jp/komedata/kakaku/2004/data3.html>

しかし、以上のような概算でも約 1.7 兆円にのぼる補填を毎年米だけに支払うのは、およそ現実的ではないだろう。しかも撤廃された関税収入分の約 1 兆円も手当てしなければならないことを考えると、その財源確保はほとんど不可能である。

つまり、「とりあえず TPP に参加表明し、例外品目が認められなければ所得補償すればよい」といったような安易な対応はあまりに稚拙であり、そうならない為にも、関税撤廃が可能かどうか、あるいはどこまで引き下げることが可能かについては、必要な財政負担額とセットで検討する必要がある。米関税は一切手をつけられないというのもまた極論であり、現実的な解はその中間のどこかに、適切な関税水準と差額補填とを組み合わせることによって見いだすことができると思われる（鈴木・木下 2011：26 - 29）。

ている現在の価格は輸入枠があるため、中国側がレント(差益)をとる形で形成された高値と判断できる。したがって、輸入枠が撤廃されればレントを維持できなくなることを考えると、輸入価格を現状の 9,000 円のままと見込むのは危険である。(中略) 各国の米価は、米国 2,880 円、中国 2,100 円、豪州 2,640 円(2008年の玄米換算1俵当たり生産者受取価格)となっているので、米国产でも輸入米は 3,000 円にした方がよいと思われる」。

以上、第一節では我が国の農業の保護政策である「農業の多面的機能」論と「戸別所得補償政策」についてみてきた。しかし、そのどちらも日本農業の窮状と迫り来るさらなる危機とを解決できるような手段であるとは言い難い。むしろ、すでに限界を迎えつつあるそれらの「保護策」をそのまま持続していけば、日本農業はこのまま崩壊してしまうおそれさえあるのである。

では、予断を全く許さないこのような状況の中、全国屈指の農業県として知られている新潟県はどのような農業対策をとっているのだろうか。基本的な指標も交えながら、その現状と課題を分析していく。

## 2.2 新潟県の農業対策

新潟県は人口約 237 万 5000 人（平成 22 年 10 月、全国 14 位）、総面積約 1 万 2583 ㎏<sup>2</sup>（平成 22 年 10 月、全国 5 位）<sup>30</sup>であり、米の収穫量が全国第一位の（「水稻」：61 万 7,800 t）、まさに「農業県」として知られている。

そこでまずは新潟県の農業構造についてみていくのだが、より理解を深めるためにこの表に出てくる専門用語について予め解説を行っておく。これらの解説を踏まえて、次頁の表 2-2 を参照して頂きたい（なお、全国で 3 位以内に入っている項目については太字で表記してある）。

### <用語の解説><sup>31</sup>

- 農家：経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間 15 万円以上ある世帯（1990 年以降の定義）。
- 販売農家：経営耕地面積 30a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。
- 主業農家・農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、1 年間に 60 日以上農業に従事している 65 歳未満の者がいる農家。
- 準主業農家・農外所得が主で、1 年間に 60 日以上農業に従事している 65 歳未満の者がいる農家。
- 副業的農家・1 年間に 60 日以上農業に従事している 65 歳未満の者がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）。
- 専業農家・世帯員のなかに兼業従事者が 1 人もいない農家。

<sup>30</sup> 新潟県「新潟県の主要指標」<http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/1240862480587.html>

<sup>31</sup> 農林水産省「用語の解説」<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/yougo.html>

- 第一種兼業農家・世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。
- 第二種兼業農家・世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。
- 自給的農家・経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

表 2-2. 新潟県の農業構造 (単位：戸、ha、%)

区分		平成 22 年				平成 17 年			
		新潟県	全国	シェア	順位	新潟県	全国	シェア	順位
農 家 数	総農家数	92,307	2,528,622	3.7%	5	<b>106,528</b>	2,848,166	3.7%	3
	自給的農家	25,686	896,844	2.9%	12	24,517	884,742	2.8%	11
	販売農家	<b>66,621</b>	1,631,778	4.1%	3	<b>82,011</b>	1,963,424	4.2%	2
	主業農家	11,008	359,896	3.1%	11	13,226	429,467	3.1%	11
	準主業農家	<b>23,364</b>	388,909	6.0%	2	<b>26,119</b>	443,389	5.9%	1
	副業的農家	32,249	882,973	3.7%	5	42,666	1,090,568	3.9%	4
	専業農家	11,615	451,888	2.6%	15	10,816	443,158	2.4%	18
	第一種兼業農家	9,300	224,663	4.1%	6	13,182	308,319	4.3%	4
	第二種兼業農家	<b>45,706</b>	955,227	4.8%	2	<b>58,013</b>	1,211,947	4.8%	1
耕 地	計	<b>174,400</b>	4,593,000	3.8%	3	<b>177,100</b>	4,692,000	3.8%	3
	田	<b>154,400</b>	2,496,000	6.2%	2	<b>157,300</b>	2,556,000	6.2%	2
	畑	19,900	2,097,000	0.9%	22	19,700	2,136,000	0.9%	24

【出所】農林水産省「耕地および作付面積統計」

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html#r>

農林水産省「2005年農林業センサス」

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/05houkokusyo.html>

農林水産省「2010年農林業センサス」

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/houkokusyo.html>

この表 2-2 をみると、新潟県は「販売農家」の数が全国的にも多く、さらにその中でも「準主業農家」と「第二種兼業農家」の数が多いたことがわかる。また、この表には載せていない新潟県の農業就業人口と基幹的農業従事者数についてみてみると、前者の農業就業

人口は 98,988 人で、5 年前より 30,229 人 (23.4%) 減少している。また、農業就業人口の平均年齢は、66.4 歳 (+2.7 歳) となり、全国平均の 65.8 歳 (+2.6 歳) よりも高齢化が進展している。続いて後者の基幹的農業従事者<sup>32</sup>数、平成 22 年は 74,827 人で 5 年前に比べて 782 人増加 (+ 1.1%) しており、さらにそれを年齢構成別にみると 65 歳以上が 67 % を占めており、特に 75 歳以上は 5 年前に比べて 151% と大幅に増加した。また、基幹的農業従事者の平均年齢は 67.7 歳 (+2.1 歳) となり、こちらも全国平均の 66.1 歳 (+1.9 歳) に比べて高齢化が進展していることがわかった。

話を表 2-2 に戻し、「耕地」という観点から新潟県の農業を捉えてみると、耕地面積は全国 3 位であり、さらにその中でも田の面積が全国 2 位であることがわかる。その一方で畑の面積は 20 位台前半を推移していることから、やはり新潟県の農業の基幹的農産物は「米」であるといえる。

しかし、ここで忘れてはならないのは、たとえ全国的にみて上位だったとしてもその面積自体は減少傾向にあるということである。そしてこの耕地面積の減少はそのまま、第一章で述べたような日本のそれと同じ状況にあるのである。

以上、「人」や「土地」という観点から新潟県の基本的な農業構造を見てきたので、続いては新たに「価格」という観点から新潟県の農業の現状を探る。

表 2-3 は新潟県の農業産出額について示したものである。

この図をみてわかるように、新潟県の農業産出額は全国的にみると比較的上位にあり、その中でも米は全国一位を維持している。

表 2-3. 新潟県の農業産出額 (単位：億円)

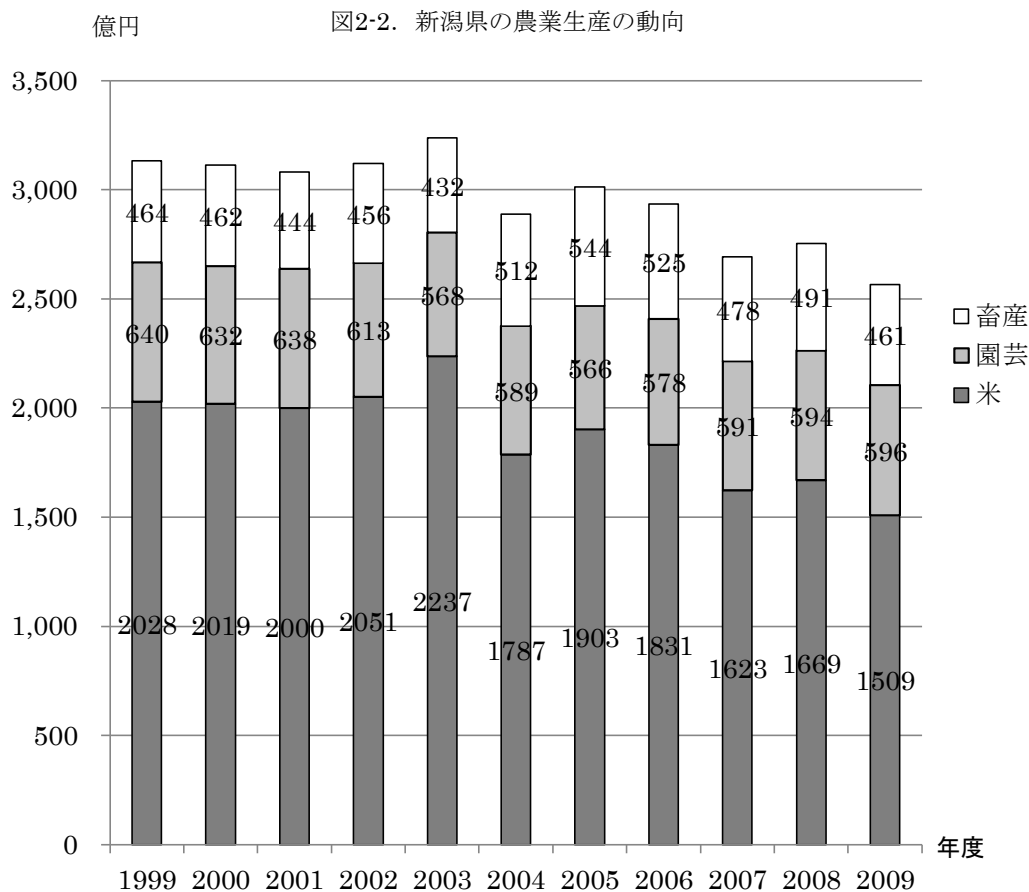
	平成 21 年				平成 20 年			
	新潟県	全国	シェア	順位	新潟県	全国	シェア	順位
農業産出額	2,588	80,491	3.20%	10	2,777	84,662	3.30%	9
米	1,509	17,950	8.40%	1	1,669	19,014	8.80%	1

【出所】農林水産省「生産農業所得統計」

[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nougyou\\_sansyutu/index.html#r](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nougyou_sansyutu/index.html#r)

<sup>32</sup> 基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者（農林水産省「農林水産関係用語集」）。

しかし、その内訳をみてみると、新潟県の平成 21 年の農業産出額は 2,588 億円だが、5 年前と比較すると実に 189 億円もの減少となっている。同様に米の産出額も 160 億円減少し 1,509 億円となっており、このような基幹的農産物である米の産出額の減少はそのまま新潟県の農業産出額に大きく反映されていることがわかる（詳しくは下図 2-2 参照）。



【出所】農林水産省「生産農業所得統計」

[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nougyou\\_sansyutu/index.html#r](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nougyou_sansyutu/index.html#r)

以上、新潟県における農業の「人」、「土地」、「価格」という観点からその基本的な指標を見てきたが、「農業県」とよばれる新潟県においてもその現状は非常に厳しいということがわかった。

ではこのような状況の中、新潟県ではどのような農業対策が行われているのだろうか。ここでは他県にはない新潟県独自のものとして「にいがたフード・ブランド」政策を紹介する。

## ● にいがたフード・ブランド

「にいがたフード・ブランド」<sup>33</sup>政策とは、端的に言えば「コシヒカリ以外の新潟県産農産物のブランド化を進める」というものである。平成 19（2007）年からこの取り組みは始まった。

新潟県には、米を始めとして、西洋梨の「ル レクチエ」、いちごの「越後姫」、「にいがた和牛」等の農畜産物や「佐渡寒ブリ」などの水産物に代表されるように、良質な農林水産物がたくさんあるが、首都圏の人々にとっては「コシヒカリ」を除いては全般的に知名度が低い状況にある。そこで、首都圏における新潟県産農林水産物の価値や競争力の向上を目的に、消費者の視点からコシヒカリに続く複数品目のブランド化を進め、最終的には消費者が「新潟産は高品質かつ安心・安全なので買いたい」と思うような「にいがたブランド」を確立していくことを目的としている。

ホームページによれば、この「ブランド化」は単に知名度の向上だけに止まらず、「高品質かつ安心・安全」をキーワードに新潟県産農林水産物の付加価値を向上させるなかで、消費者との長期的な信頼関係を構築する、すなわち「売れ続ける商品づくり」や「消費者と生産者双方の関係づくり」など、息の長い取組を行っていくことと説明している。

また、「にいがたフード・ブランド」の推進事業としては

- ・ 実需者への販売促進活動、消費者への情報発信
- ・ ブランド戦略の実践組織が行う品質管理、販売促進活動等を支援
- ・ にいがた食のパートナーショップと連携した情報発信
- ・ 産地見学交流会の実施

等が挙げられ、「コシヒカリ」以外に、「ル レクチエ」、「越後姫」、「にいがた和牛」、「佐渡寒ブリ」、「えだまめ」、「にいがた地鶏」、「南蛮エビ」、「ヤナギガレイ」の 8 品目を「にいがたフード・ブランド」の代表的な農水産物として、上記の取り組みが行われている。

ホームページにはそれぞれの農水産物の特徴や産地の紹介はもちろん、加工品やそれらを販売しているお店の紹介や調理方法、その農水産物の「ミニ知識」までが掲載されている。

この「にいがたフード・ブランド」の取り組みは、既存の「新潟県＝米」という概念を良い意味で払拭しようとする画期的な試みである一方、米だけに頼ることが出来なくなっ

---

<sup>33</sup> 新潟県「にいがたフード・ブランド」[http://www.pref.niigata.lg.jp/syokuhin/brand\\_top.html](http://www.pref.niigata.lg.jp/syokuhin/brand_top.html)

てしまった新潟県農業の苦肉の策とも捉えることができる。

しかし、首都圏だけでなく新潟県民の中でこの「にいがたフード・プロジェクト」の存在を知っているという人はそもそもどれ程いるのだろうか。そういった意味でもこの取り組みは未だ発展途上であるといえる。

したがってその効果は未だ不透明であるため、今はただ「にいがたフード・ブランド」のさらなる知名度の向上と発展を目指して推進事業に取り組み続けていくことが重要になってくるだろう。

以上、本章第一節では日本の農業政策を、そして第二節では新潟県の現状と農業政策についてみてきた。そこで次節では対象範囲をさらに絞り、新潟市の農業対策について分析していく。

## 2.3 新潟市の農業政策

本節でも前節と同様に、まずは新潟市の基本情報から紹介していく。

新潟市は古くから「みなとまち」として栄え、明治 22（1889）年の市制施行以来、近隣市町村との合併が繰り返し行われ、平成 19（2007）年 4 月 1 日には本州日本海側初の政令指定都市となった。広大な越後平野は、米のほか、野菜、果物、畜産物、花き類など、農畜産物の一大産地であり、また、日本海側に面し、信濃川・阿賀野川の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟といった多くの水辺空間と里山などの自然に恵まれた<sup>34</sup>、人口約 81 万 1000 人（平成 22 年）<sup>35</sup>、面積約 726.10 km<sup>2</sup>（平成 22 年）<sup>36</sup>の都市である。

続いて新潟市の基本的な農業構造について、その現状をみていく。

まずは新潟市の農業が置かれている現状の概略を理解するために、新潟市の農家戸数（図 2-3）、新潟市の農業就業人口の推移と高齢化の推移（図 2-4）、新潟市の耕地面積（図 2-5）、新潟市の耕作放棄地面積（図 2-6）の四つの指標を次頁から示す。

はじめに新潟市の農家戸数や新潟市の農業就業人口の推移であるが、日本や新潟県のとく同様、減少傾向にあることがわかる。

---

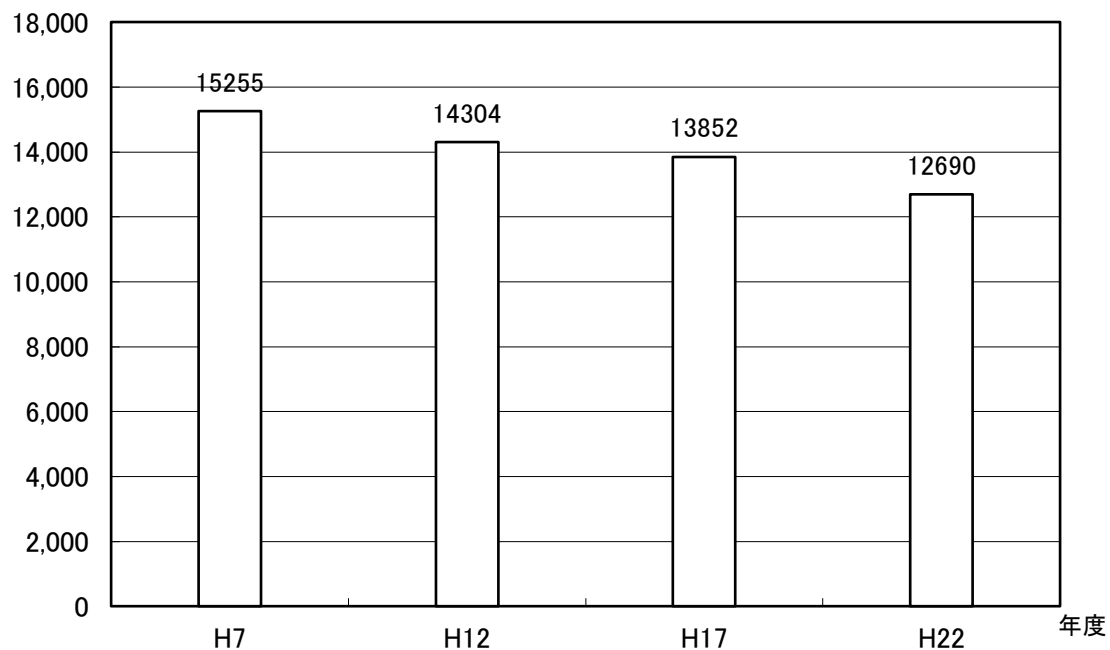
<sup>34</sup> 新潟市「新潟市のプロフィール」 <http://www.city.niigata.jp/profile/index.html>

<sup>35</sup> 新潟市「平成 22 年国勢調査結果」  
[http://www.city.niigata.jp/info/somu/toukei/n-stat/01\\_01kokutyo/data/h22/index.html](http://www.city.niigata.jp/info/somu/toukei/n-stat/01_01kokutyo/data/h22/index.html)

<sup>36</sup> 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」  
<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO-title.htm>

農家戸数(戸)

図2-3. 新潟市の農家戸数



【出所】 2010年農林業センサス「新潟市」

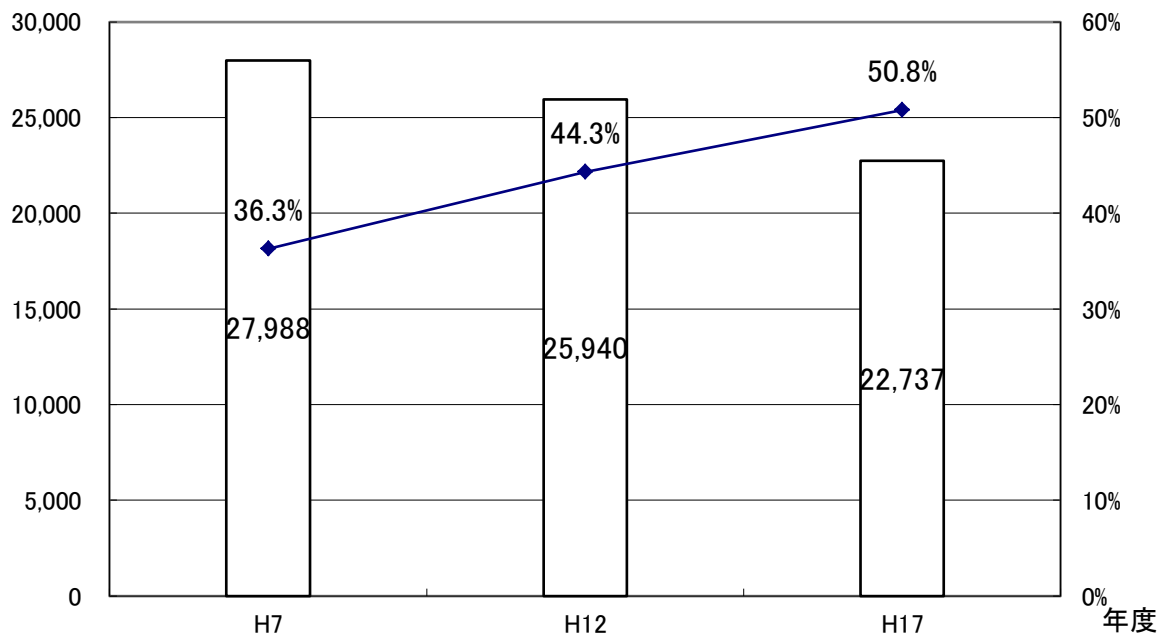
[http://www.city.niigata.jp/info/somu/toukei/n-stat/03\\_01nou\\_cen/h22\\_2010/index.html](http://www.city.niigata.jp/info/somu/toukei/n-stat/03_01nou_cen/h22_2010/index.html)

新潟市「新潟市農業都市構想」

<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/newpage.html>

人

図2-4. 新潟市の農業就業人口と高齢化の推移



【出所】 新潟県「農林業センサス」

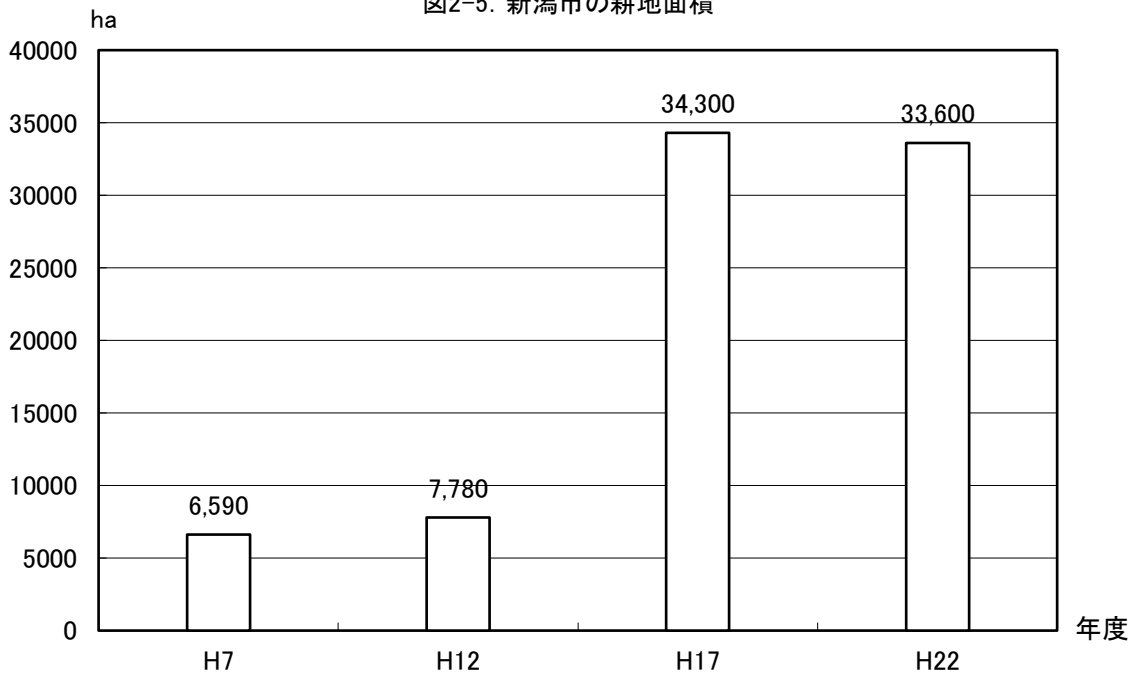
<http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/1201021244222.html>

新潟市「新潟市農業都市構想」

<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/newpage.html>



図2-5. 新潟市の耕地面積

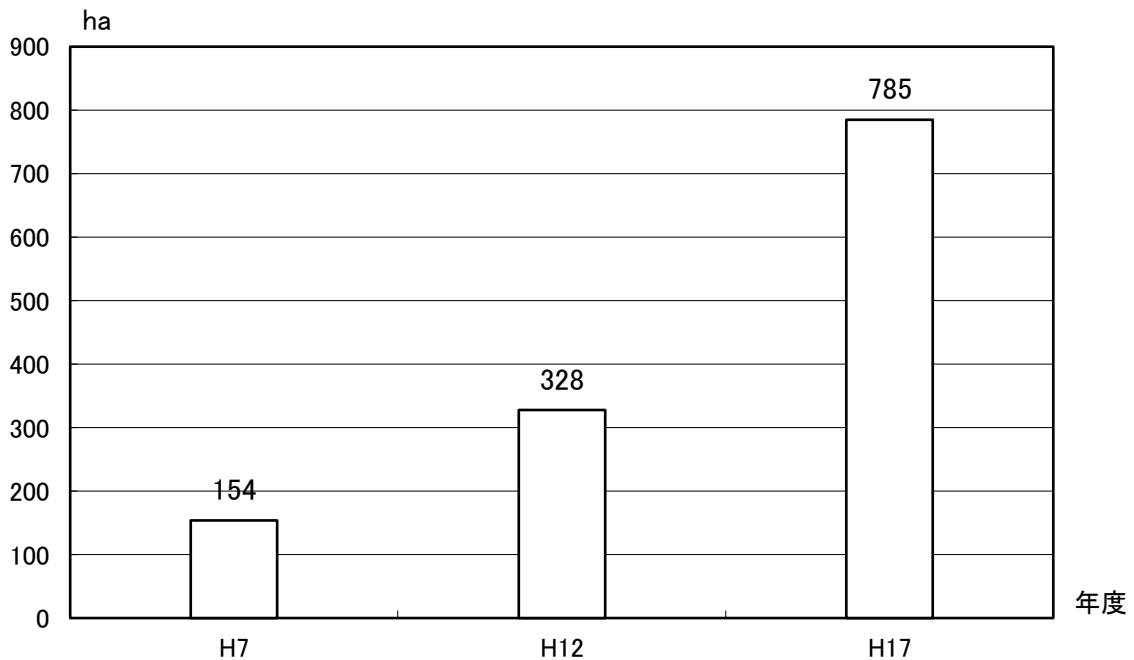


平成 12 年：新潟市、黒埼町が合併。平成 16 年：新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村が合併。平成 17 年：新潟市、巻町が合併。

【出所】農林水産省「市町村別データ 長期累年 耕地面積【新潟県】」  
[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityo\\_tyouki/kouti/k15.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityo_tyouki/kouti/k15.html)

北陸農政局 新潟農政事務所『平成 21～22 年 新潟農林水産統計年報』

図2-6. 新潟市の耕作放棄地面積



【出所】新潟県「農林業センサス」

<http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/1201021244222.html>

新潟市「新潟市農業都市構想」

<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/newpage.html>

また、耕地面積は平成 12 年と平成 17 年に増加しているように見えるが、この増加原因はいずれも合併によるものである。それに伴い、耕作放棄地面積も平成 17 年には急激に増加している。しかし、合併による面積の増減を考慮しなければ、新潟市の農業もやはり厳しい現実さらされているのである。

つまりこの四つの図から、新潟市の農業が置かれている現状もまた、日本や新潟県のそれと同様に年々深刻になってきていることがわかる。

また、農業産出額についてみてみるとその額は約 760 億円（平成 15 年度）であり、市町村別では第一位の規模を示している。またその内訳は新潟県のときと同様、米が 60.2%と全体の過半数を占めている。

もうひとつ新潟市の農業を考える上で欠かせないものがある。それは新潟市における「食料自給率の高さ」である。新潟市の食料自給率は他の政令指定都市と比べはるかに高く、その値は実に 63%（平成 17 年度）<sup>37</sup>を示しているのである。

このような新潟市の農業の現状に対し、新潟市の篠田昭市長<sup>38</sup>は養老孟司<sup>39</sup>氏との対談において<sup>40</sup>、「心配なのは、新潟県が抱えている中山間地の多くが、田んぼとして機能しなくなったあとに、世界的な食料危機が来ることでした。そうになると、復元しようにも復元できない。（中略）今ならまだ中山間地の水田も機能していますので、食料自給率、自給のあり方をどうしていくのかを考える、ある面では最後で最大のチャンスだと思っています。」とコメントしている。

では、上記のように農業分野において全国の市町村を代表する新潟市では、一体どのような農業政策がとられているのだろうか。

その代表的な事例である「新潟市農業構想」について、その現状と課題を分析していく。

## ● 新潟市農業都市構想

新潟市のホームページでは「新潟市農業都市構想」を以下のように説明している。

『本市は、豊かな自然環境や広大な農地を有しており、この農業の持つ力や多面的機能

---

<sup>37</sup> 新潟市「新潟市の農業概況」

[http://www.city.niigata.jp/info/shoku\\_hana/meisan/4\\_nougyougaikyou.pdf](http://www.city.niigata.jp/info/shoku_hana/meisan/4_nougyougaikyou.pdf)

<sup>38</sup> 新潟市「市長プロフィール」<http://www.city.niigata.jp/info/hisyo/sicho/profile.htm>

<sup>39</sup> 養老孟司：1937年神奈川県鎌倉市生まれ。62年東京大学医学部卒業後、解剖学教室に入る。95年東京大学医学部教授を退官し、現在東京大学名誉教授。著書に『バカの壁』など。（養老 2006）

<sup>40</sup> 新潟市総合情報誌「日本海政令市『新潟』」2008年 VOL3

<http://www.city.niigata.jp/info/koho/johoshi/johoshi-Vo.3/seirei/index.html>

を活かして、高次都市機能と田園のゆったり感が調和・共存する新しいタイプの政令市「田園型政令市」の実現を目指しています。この「田園型政令市」を支える、農業・農村の振興方策を示すため、新潟市農業構想を策定しました』<sup>41</sup>。

つまり、新潟市農業構想とは「田園型政令市」を具体的に実現していくための手段であり、この構想では田園型政令市の農業・農村の将来像を「食と花の都～日本一豊かでにぎわいのある大農業都市」と設定し、以下の7つの都市の姿で表現している。

- ① 多彩な食と花の都として躍動する都市
- ② 元気の農業の担い手が地域と共に活躍する都市
- ③ 地域に根ざした資源を次世代に継承し、磨き上げる都市
- ④ 水辺や緑、農地や里山など、豊かな自然が息吹く都市
- ⑤ 魅力ある田園環境を満喫する都市
- ⑥ 農業者と消費者が互いに恵みあう都市
- ⑦ 環境にやさしい農業に取り組む都市

それぞれの都市計画の実現に向けて具体的な取り組みがなされており、その進捗状況もホームページにて公表されている(構想の計画期間は平成18年度から平成26年度まで)。

では、上記の7つの都市の姿を実現するために、新潟市はどのような取り組みを行っているのだろうか。

次頁の表2-4を参照して頂きたい。この表には「目標とする都市の姿」と「それを実現するために必要な指標」、その指標に対する「設定時の値」と進捗状況を示す「直近値」、そして構想の計画期間の期限である平成26年の「将来目標」の値が示されている。

そこで、「新潟市農業構想」の現状と課題を探るために、その項目ごとに順を追って分析していくことにする。

#### ① 「多彩な食と花の都として躍動する都市」

「コシヒカリ一等米比率」は11.6%(平成22年度)と、大幅に減少してしまっているが、これは夏の異常高温等により品質が低下したことに因るところが大きい。このように米の品質低下は天候による影響が大きいため毎年95%は難しいかもしれない。

しかし、新潟市から「米釣り名人」として認定された農家に助成金(5割以上の減農薬減化学肥料栽培:500円/俵、有機栽培:700円/俵)を支払う「米づくり名人事業」<sup>42</sup>な

<sup>41</sup> 新潟市「新潟市農業都市構想」<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/newpage.html>

<sup>42</sup> 新潟市「米作り名人事業」<http://www.city.niigata.jp/kensaku/youkou/files/public/02151.pdf>

表 2-4. 新潟市農業構想の目標と現状<その1>

都市の姿	指標	設定時	現状 (直近値)	将来目標 (平成 26 年)
①多彩な食と花 の都として躍動 する都市	コシヒカリ 一等米比率	83.2% (平成 17 年度産)	11.6% (平成 22 年度)	毎年 95% 以上
	園芸等の 農業産出額 (米・麦類・雑 穀豆類を除 く)	29,854 百万円 (平成 16 年統計)	28,080 百万円 (平成 18 年統計)	32,800 百万 円
	認定農業者数 43	2,128 経営体 (平成 17 年度末)	3,212 経営体 (平成 22 年度末)	2,600 経営体
	うち個別 経営体 <sup>44</sup>	2,068 経営体 (平成 17 年度末)	3,112 経営体 (平成 22 年度末)	2,520 経営体
	うち組織 経営体 <sup>45</sup>	60 経営体 (平成 17 年度末)	100 経営体 (平成 22 年度)	80 経営体
②元気な農業の 担い手が地域と 共に活躍する都 市	新規就農者数	31 人 (平成 17 年度)	48 人 (平成 22 年度末)	70 人
	農村地域生活 アドバイザー <sup>46</sup> の認定数	151 人 (平成 17 年度末)	198 人 (平成 22 年度末)	260 人

【出所】新潟市「新潟市農業構想」<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/newpage.html>  
 新潟市「農業構想の目標達成状況と評価（平成 22 年度）」  
<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/tassei/H22.pdf>

43 認定農業者：市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度を認定農業者制度と呼ぶ。この認定を受けた農業者のこと。

44 個別経営体：個人または一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るものをいう。

45 組織経営体：複数の個人または世帯が共同で農業を営むか、またはこれとあわせて農作業、受託等を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で、地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るものをいう。

46 農村地域生活アドバイザー：農業生産活動、消費者等との体験交流活動を通じて、男女共同参画社会の実現や農村地域の活性化に貢献できる者として市町村長から推薦を受け、県農業担い手認定委員会を経て、新潟県知事から農村地域生活アドバイザーとして認定された女性リーダー。

新潟市「新潟市農業構想」 p21 「用語の解説」

<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/honsatsu/017-022.pdf>

どの取り組みは、新潟市の基幹的農産物である米の振興の為に今後ますます重要になってくるといえるだろう。

続いて農業産出額であるが、国の統計事務の縮小により平成 19 年度から市町村別の農業産出額が公表されなくなってしまった。そのため現状は不明だが、日本や新潟県のそれと照らし合わせると新潟市の農業産出額も減少傾向にあると考えられる。

また、認定農業者のうち個別経営体については増加したが、平成 20 年と 21 年度の 104 経営体をピークに減少してきている。新潟市はこの対策として「今後も、認定農業者が経営改善計画を達成するための各種支援策や資金借入れの金利負担の軽減、農地集積への補助を行っていくとともに、法人化への取り組みを支援していく」ことを挙げている。

## ②「元気な農業の担い手が地域と共に活躍する都市」

「新規農業者数」、「農村生活アドバイザーの認定数」とともに増加傾向にある。

新規就農者数については年々増加しており、平成 22 年は平成 21 年よりも 10 人増加した。年齢層としては 30 歳代までの就農が多くを占めており、そのうち非農家出身が 3 分 1 を占めている。また、「農村生活アドバイザー」が増加した（前年度）理由として、新潟市は「農産物加工や直売所の増加など、農家女性の社会進出」を挙げている。

それでは、引き続き③の「地域に根ざした資源を次世代に継承し、磨き上げる都市」から、次頁の表 2-5 を参考にしながらその現状と課題をみていく。

## ③「地域に根ざした資源を次世代に継承し、磨き上げる都市」

「耕作面積」、「美しい農村景観の形成」とともに目標値に近づいている。しかし、新潟市は耕作面積の「減少」を目標にしており、年間 100~200ha ずつ「順調に」推移している。

新潟市は「無秩序な市街地の拡大抑制や市民参加のもとで農業・農村の多面的機能を活かしたまちづくりを進め、農地が農地として活用されるよう耕作放棄地対策をはじめとする各種施策の実施に努めていく」としている。

また、「美しい農村景観の形成」は、ワークショップや取組支援を実施しており、平成 22 年度は西蒲区高畑地区、北区居山地区、西区藤蔵新田の 3 地区が選定されている。

## ④「水辺や緑、農地や里山など、豊かな自然が息吹く都市」

こちらも順調に推移してきており、「景観や自然に配慮した農業水路数」と「緑の田園ライン（田園における水と緑の散策路）のある地区数」の事業計画は、計画通り実施されている。

表 2-5. 新潟市農業構想の目標と現状<その 2 >

都市の姿	指標	設定時	現状 (直近値)	将来目標 (平成 26 年)
③地域に根ざした資源を次世代に継承し、磨き上げる都市	耕地面積	34,330ha (平成 17 年度統計)	33,600ha (平成 22 年度統計)	33,500ha
	美しい農村景観の形成	—	3 地区 (平成 22 年度)	6 地区
④水辺や緑、農地や里山など、豊かな自然が息吹く都市	景観や自然に配慮した農業水路数	5 路線 (平成 17 年度末)	8 路線 (平成 22 年度)	9 路線
	緑の田園ライン(田園における水と緑の散策路)のある地区数	4 地区 (平成 17 年度末)	5 地区 (平成 22 年度末)	5 地区
⑤魅力ある田園環境を満喫する都市	市民農園 <sup>47</sup> の区画数	1,088 区画 (平成 17 年度末)	1,077 区画 (平成 22 年度末)	1,500 区画
	農業サポーター <sup>48</sup> の人数	—	185 人 (平成 22 年度末)	300 人

【出所】新潟市「新潟市農業構想」<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/newpage.html>  
 新潟市「農業構想の目標達成状況と評価(平成 22 年度)」  
<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/tassei/H22.pdf>

#### ⑤「魅力ある田園環境を満喫する都市」

「市民農園の区画数」は減少傾向にある一方、「農業サポーター」の数は増加傾向にあることがわかる。これが逆ならば事態は深刻であると考えられるが、農業サポーターの増加

<sup>47</sup> 市民農園: サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。自治体、農協、個人など、多くの人々が市民農園を開設できる。

農林水産省 HP [http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin\\_noen/s\\_zirei/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin_noen/s_zirei/index.html) より

<sup>48</sup> 農業サポーター: 本格的な農業体験や援農に関心のある都市住民のうち、新潟市の農業サポーター(農業ボランティア)制度に登録し、農業者の紹介を受け、農業者のもとで農業ボランティア作業を通じて基本的な農業技術等を修得する人材。

(「新潟市農業都市構想」<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/gaiyou/P14-P16.pdf>)

は市民の農業への関心が高まっていることを象徴している好例といえよう。また、サポーターの受け入れ農家数も増大したことから、今後のさらなる発展が期待される。

引き続き⑥の「農業者と消費者が互いに恵みあう都市」から、以下の表 2-6 を参照して頂きたい。

表 2-6. 新潟市農業構想の目標と現状<その3>

都市の姿	指標	設定時	現状 (直近値)	将来目標 (平成 26 年)
⑥農業者と消費者が互いに恵みあう都市	食料自給率 (カロリーベース)	67% (平成 15 年)	63% (平成 17 年)	70%
	農産物直売所の設置数	112 箇所 (平成 17 年度末)	127 箇所 (平成 22 年度末)	150 箇所
⑦環境にやさしい農業に取り組む都市	エコファーマー <sup>49</sup> の認定者数	739 人 (平成 17 年度末)	3,496 人 (平成 22 年度末)	1,800 人
	新潟県特別栽培農産物栽培面積 <sup>50</sup>	358ha (平成 16 年度末)	568ha (平成 22 年度末)	4,200ha

【出所】新潟市「新潟市農業構想」<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/newpage.html>  
新潟市「農業構想の目標達成状況と評価（平成 22 年度）」  
<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/tassei/H22.pdf>

## ⑥「農業者と消費者が互いに恵みあう都市」

「食料自給率」は平成 17 年時には 63%と、全国的に高い水準を示しているが、それ以降の統計データが公表されてない。しかし耕地面積の減少などからも伺えるように、その値は減少傾向にあると考えられる。また、「農産物直売所<sup>51</sup>の設置数」は毎年増加しており、

<sup>49</sup> エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、新潟県知事から、堆肥等による土づくりと化学合成農薬や化学肥料の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画に認定を受けた農業者。

<sup>50</sup> 特別栽培農産物栽培面積：化学合成農薬及び化学肥料を 5 割以上削減した栽培面積。

(「新潟市農業都市構想」<http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/gaiyou/P14-P16.pdf>)

<sup>51</sup> 産地直売所：生産者が自ら生産した農産物（農産物加工品を含む）を生産者又は生産者のグループが、地域内外の消費者に対面で販売する目的で開設した場所又は施設のこと。なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売

新潟市は「今後も直売所設置の支援を継続するほか、地産地消推進の店認定制度を推進し、地産地消の良さをPRすることで直売所の需要を高めていく。」としている。また、近年直売所の数は全国的にも増加し続けており<sup>52</sup>、ここでも消費者の「食」に対する意識の高まりを感じさせる。

#### ⑦「環境にやさしい農業に取り組む都市」

「エコファーマーの認定者数」と「新潟県特別栽培農産物栽培面積」がともに増加している。

特にエコファーマーの認定者数は急激に増え続けており、この5年間で約5倍の増加となっている。この要因として新潟市は「病気に強いコシヒカリBL（=Blast resistance Lines：いもち病に強い品種）の導入や稲わらのすき込みの徹底による減農薬減化学肥料の稲作栽培が容易になったことや、市単の各種制度に一定の効果があったことによる」と解釈している。

また、新潟県特別栽培農産物栽培面積は目標値には遠く及ばないが、それでも遡増していることから、消費者だけでなく生産者も「食の安心・安全」に対する関心が高まっていることが伺える。また、この表では県の認証を受けた農家しか掲載されていないが、新潟市は「県の認証は受けていないものの同等の基準で栽培されている面積は年々増加している」と説明している。

以上、新潟市農業構想についてみてきたが、その中で最も印象的だったのは市民の「農」に対する意識の高まりである。近年になる程その傾向は顕著に見られ、消費者自らが農業に関わる農業サポーターエコファーマーの増加、より身近で安心な農産物を入手できる農産物直売所の設置数の増加などはまさにその象徴であるといえよう。

しかし、このような一定の効果があった政策がみられる一方で、それらの政策によって新潟市における深刻な農業構造が抜本的に改善されたとは言い難い。それほどまでに新潟市、ひいては我が国の農業を衰退させてきているのである。

では日本の農業には今、いったい何が求められているのだろうか。それを探るために、第三章では農業の「現場」に視点を絞り、その具体的な取り組みを分析していく。

---

するためにその時季に限って開催されるものは含むが、無人施設や自動車等による移動販売は統計から除外されている。

（農林水産省「用語の解説」[http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/dictionary\\_t.html#t32](http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/dictionary_t.html#t32)）

<sup>52</sup> 産地直売所数（平成22年）：1万6,816施設（H17年は1万3,538施設）

（農林水産省「農林水産基本データ集」<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/index.html>）



### 第3章：慣行農法に対する代替的農法の実績と課題

第一章では日本の農業における現状と課題を分析することで農業の危機的状況とその根本的原因を導き出し、第二章では日本、新潟県、新潟市の特徴的な農業対策をそれぞれ学んできた。その結果、これらの農業対策では「農業の危機」を抜本的に改善するには未だ不十分であり、それほどまでに我が国の農業は疲弊してきているということがわかった。

では、そのような厳しい現実には直面している日本の農業には今、一体何が求められているのだろうか。そして迫りくる更なる農業危機に向けて、「これからの農業」は一体どうあるべきなのだろうか。

このような観点から、第三章では日本が今後目指すべき「これからの農業」の在り方を考察し、それを実践している農家の具体的な取り組みについて分析していく。

#### 3.1 「これからの農業」に求められるもの

「これからの農業」を考えるにあたってまず欠かせないのが、「これまでの農業」をいま一度見つめ直すことである。

そこで、改めて日本の現代農業が歩んできた歴史を踏まえながらその在り方について考察していく。

現代農業を象徴する出来事として、1961年の農業基本法の成立によってもたらされたいわゆる農業の「近代化」政策が挙げられる。この法律によって、農業の①機械化②化学化③装置化④大規模化⑤専門化⑥単作化という、農業技術と農業経営、それに土地利用の在り方に関する政策が政府によって推進されるようになった（大野 2004：48）。

これらの農業の近代化政策は、農業の分野でも大量生産・大量消費をもたらした。

本来は自然の恵みであるはずの農産物は工業製品のように扱われ、スーパーや外食産業の要望に合わせて農産物の規格化が進められた結果、次第においしさよりも見た目が重視されるようになっていった。

また、それと同時に化学物質の大量投与が始まり、農産物は徐々に自然本来が持つ姿とはかけ離れていったのである。化学物質の投与が生態系や生命にどれほどの悪影響を与えるのかは、たとえばレイチェル・カーソンが1962年に出版した『沈黙の春』が世界中で

大反響を巻き起こしたように<sup>53</sup>、次第に人々の間で認識されるようになっていった。

しかし農業の現場では地域ごとに行政と農業団体によってつくられる防除暦などによって集落ごとに農薬の大量散布が行われ、農家は半ば強制的に農薬を使用せざるをえない体制が確立されていったのである。

もちろん農薬の大量使用と機械化による労働生産性の飛躍的向上が、真夏の炎天下、よつんばいになって草をとる重労働から農民を解放したという側面も無視できない。しかしそれは、自然生態系と当の農民を含む生命の破壊という犠牲を払っての成果であった（大野 2004: 54 - 55）。こうして、農産物の「食の安心・安全」は脅かされていったのである。

このような農業の在り方をさらに大規模化・効率化したのが現在のアメリカやオーストラリアなどの農業輸出国の農業経営であり、仮に日本の TPP 参加が決定的となればそれらの国から否応なしに農産物が入ってくることになる。その場合、日本とそれらの国々が持っているそもそもの立地条件があまりに異なるため、日本の農産物はどうしても価格が高くなってしまふ。つまり、「安ければ良い」という価値観のもとでは「価格」という同じ土俵で農業輸出国と戦っても日本が勝てる見込みはほとんどゼロに等しいのである。

しかし、改めて農業の在り方を見つめ直すところで一つの疑問が生まれる。それは、私たち消費者が農産物を選ぶときまたは生産者が農産物を栽培し販売するときの最優先基準が、果たして「価格」で良いのだろうか、ということである。

もちろん、「価格」は商品を売買する際の非常に重要な指標であることには間違いない。しかし、人間が生きていく上で欠かせない「食」として農業の在り方を捉えたとき、最優先されるべきは本来「安心と安全」であるはずである。

確かに、日本の農産物は輸入農産物に比べて比較的割高ではあるが、そこで「高くても物が違うから、あなたの生産したものが食べたい」と思ってくれる消費者と生産者との関係が成立していれば、たとえ輸入品が安くても、それに負けないはずなのである。

その為には、環境にも、動物にも、その他の生き物にも、景観にも、そして人にも優しい地域資源循環型の食料生産を可能な限り追求して、消費者に自然かつ安全で「本物」の農産物を届けるという、食に関わる者としての当たり前の使命に立ち返ることが「これか

---

<sup>53</sup> 化学物質の投与によってもたらされた環境の変化を、彼女はその著書の冒頭で次のように記している。「どうしたことか、若鶏はわけの分らぬ病気にかかり、牛も羊も病気になって死んだ。どこへいっても、死の影。(中略) そのうち、突然死ぬ人もでてきた。なにが原因か、いまもって分らない。(中略) 自然は、沈黙した。うす気味悪い。鳥たちは、どこへ行ってしまったのか。みんな不思議に思った。裏庭の餌箱は、からっぽだった。ああ鳥がいた、と思っても、死にかけていた。ぶるぶる体をふるわせ、飛ぶこともできなかった。春がきたが、沈黙の春だった。」(カーゾン著・青樹訳 1987:)

注：下記「3.2」については、章中の表も含め、調査に基づくデータが掲載されていますが、個人情報や経営規模などが含まれているため、出典として示されている各URLで公開している情報以外は中山の判断でそれぞれマスクしました。また、当該HPで公開されている御家族の氏名などについても、ここで積極的に公開する必要性は低いと判断し、これもマスクしました。これらは当事者にとっては不要な配慮である可能性もありますが、より安全策を取って上記のような対応とさせていただきます。

らの農業」を考える上で重要になってくる（鈴木・木下 2010：110）。

これらの議論を踏まえ、近代化に象徴される慣行農法に代わるような望ましい「これからの農業の在り方」を考えたとき、「有機農法」<sup>54</sup>や「自然栽培」<sup>55</sup>、「地産地消」<sup>56</sup>や「地域循環」といったキーワードが浮かび上がってくる。それらを推し進めることで、生産者も消費者も安全で環境負荷も少なく、栄養面でも望ましい農業の在り方が可能になっていくと考えられる。このような農業の在り方こそ、我が国の農業が目指すべき「これからの農業」なのではないだろうか。

その仮説を検証すべく、慣行農法に代わるそれらの取り組みを実践している新潟市北区の「宮尾農園」について昨年の12月に現地取材を行った。

そこで第二節ではその時の取材結果を踏まえながら、全国的な先進地である「霜里農場」との比較をしつつ、その現状と課題を分析していく。

### 3.2 宮尾農園の取り組み

まずは霜里農場と宮尾農園について、その概要を紹介する。

#### ● 霜里農場

霜里農場は、都内から約60km、人口約3万4000人<sup>57</sup>の埼玉県比企郡小川町しもぎとの下里地区にあるにあり、農場主の金子美登氏は化学肥料・農薬等に依存せず身近な資源(自然エネルギー)を生かし、食物だけでなくエネルギーも自給して自立する農法を目指し1971年より有機農業を続けている。

農産物を定期的に消費者に直接届けるという販売方法を30年以上前から行っており、その金額も「お礼制」<sup>58</sup>と呼ばれ、受け取る消費者が独自に決めている。

地域で食とエネルギーを自給する「地域自給」の先進地として全国から大きな注目を集

<sup>54</sup> 有機農法：有機農業(=化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業)に則った農法のこと。(「有機農業の推進に関する法律」第2条より)

注：農産物に「有機」と表示する為には有機JAS(Japanese Agricultural Standard:日本農林規格)認証制度の認定を受けなければならない。

<sup>55</sup> 自然栽培(農法)：(農法)：肥料・農薬・除草剤などを全く利用しない農業。(木村 2010：2)

<sup>56</sup> 地産地消：地元で生産された産品を住民が、積極的に消費することによって、生産を刺激し、関連産業を発展させ、地域の資金循環を活発にし、地域を活性化するひとつの手法(下平尾ほか 2009：169)

<sup>57</sup> 小川町「今月の人口」(平成23年12月31日)

<http://www.town.ogawa.saitama.jp/info/k-jinkou/kongetujinkou.htm>

<sup>58</sup> お礼制：生産者に対する「お礼」の気持ちを消費者がどのような「かたち」にして返すかは、その消費者の判断にすべて委ねるという霜里農場独自の制度。「お礼金」の額や支払い方法は人それぞれで、届けられた小麦で作ったクッキーや手製のエプロン等の「お礼」の例もある。

めており、金子氏は1999年から小川町議会議員もつとめ「循環型の町づくり」を進めている<sup>59</sup>。

● 宮尾農園

「食の安全」をテーマに自然農法による稲作と養鶏に取り組んでいる新潟市北区の豊栄地区にある農園で、「化学物質（=農薬）にたよらない農法を確立し、安定的に収穫できる技術をすべての農家とシェアする」ことの実現を目指して、日々農業を営んでいる。また、単に自然栽培や有機農法の作物を栽培しているだけでなく、「豊栄田んぼの学校」や「縁農村」といった「まち」と村を結ぶ交流や一緒に汗を流す援農を通じて、農業の楽しさや生き物と触れ合う喜びを体験するプログラムも行っている。

続いて両農場主の有機農法への取り組みの経緯について、以下の表3-1に示す。

表 3-1. 有機農法への取り組みの経緯

金子美登氏（霜里農場農場主）		宮尾浩史氏（宮尾農園農園主）	
1971年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者大学校を卒業後、「自給・循環」をテーマに複合経営を始める。</li> <li>→水田 8 アール、畑 120 アール、乳牛、鶏で有機農業を開始。</li> </ul>	1985年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武郎氏が有機栽培米、減農薬米の直販を始める。</li> <li>・ 国立長岡高等専門学校機械工学科卒業後、福岡正信<sup>60</sup>氏のサマーキャンプに参加。</li> <li>・ 〇〇〇〇（水産食品製造販売業）入社。製造部勤務。</li> <li>・ 水産資源の衰退を肌で感じる</li> <li>・ 人の命を守る食べ物を作る誇りを学ぶ</li> <li>・ 手間暇を惜しまない姿勢を学ぶ。</li> <li>→田んぼを借り無肥料無農薬の米作りに取り組む。</li> </ul>
1975年	<p>消費者 10 軒での会費制自給農場の開始。</p> <p>→10 軒の消費者に、米、麦、野菜の提供を始める。週 2 回の配達、月 1 回の運営会議。1 家族で米 20 キロ、卵 20～80 個。牛乳。野菜は常に 20 種類ほど。月額 〇〇〇〇 円。</p>		

<sup>59</sup> 霜里農場 <http://www.shimosato-farm.com/>

<sup>60</sup> 福岡正信(1913～2008)：日本の自然農法の先駆者。1947年頃から不耕起、無肥料、無農薬、無除草の「自然農法」に取り組み、以後30年をかけてその農法を確立した。(福岡1983：46-47)

1976年	会費制に問題が起きる。 →土地の共有や、農作業の手伝いと引き換えに会費の引き下げなどを要求する消費者の出現（＝信頼関係の崩壊）。	1994年	を退社し、浩史さん（現農園主）就農。 韓国自然農業趙漢珪(チョー・ハンギユ) <sup>61</sup> 氏に会う。農の心、土着微生物、地域資源、身の回りにあるものを生かした自然農業を学ぶ。
1977年 (4月)	会費制自給農場の閉幕。収入がゼロになる。	1995年	稲作との複合農業を模索していた時期に趙氏に出会い、稲作と家畜は相性が良いことや、地域資源と家畜と稲作との循環型の自然農業の考え方に影響を受け、自然養鶏 <sup>62</sup> を始める。宮尾農園と命名し、開園。
1977年 (7月)	お礼制農場を発足→5 人家族で 1 月に米 20 キロ、小麦粉 2 キロ、卵 20～80 個、15～20 種類の野菜。週 2 回の配達。東京の消費者も加わり、月 1 回配達。お礼の金額は会費制当時の月 円を参考にする。	2001年	妻の氏が就農。
1979年	農業研修生の受け入れ開始	2002年	「縁農村」立ち上げに参加 「田んぼの学校」主宰
1980年	主食の米を基本とした 10 戸以外に野菜、卵を中心に一袋野菜を始める。消費者グループに月 3～4 回提供。ほぼ現在の形になる。	2004年	「新潟県有機稲作ねっとわあく」立ち上げに参加
1998年	霜里農場の農産物を使った加工品づくりに地元企業と取り組む	2008年	村上・豊栄飼料米生産利用推進協議会立ち上げ 地域自給率 80%の養鶏実現
		2009年	豊栄有機稲作研究会立ち上げ

<sup>61</sup> 趙漢珪(1935～)：韓国の自然農法の運動家。韓国だけでなく、アジア中で農業指導を展開。90年代前半には日本にも土着微生物などを用いた農法技術をもたらした。また、氏の言う「自然農業」には明確な定義はなく、大野和興氏はそれについて「自然のもっている力を最大限生かしながら最大限に引き出すのが（自然）農業であるという考え方による」と解釈している（趙漢珪 1994：151）。韓国自然農業協会会長。韓国大統領政策諮問委員（食育）その他を兼任。

<sup>62</sup> 自然養鶏：岐阜県の養鶏農家である中島正（1920～）氏によって提唱された「自然の恵み」を最大限活かした養鶏方法。その特徴として、①平飼②開放③小羽数④薄飼（坪当たり7～10羽）⑤粗飼料（発酵飼料など）⑥自家配⑦自家労力⑧低成長育成⑨腹八分給餌⑩八分目産卵、などが挙げられる（中島 2004：253-254）。

1999年	小川町会議員に当選。有機農業と自然エネルギーの普及に努める。	2009年	地域の実践農家、農総研、普及センター、新大農学部作物との連携によって有機農法のさらなる研鑽に励む。
-------	--------------------------------	-------	---

【出所】福岡 1983, 趙 1994, 金子 2003, 中島 2004, 大和田 2011  
霜里農場 <http://www.shimosato-farm.com/>  
宮尾農園 <http://www.15.plala.or.jp/miyaonouen/>  
宮尾農園現地調査 2011

現在の農園主である浩史氏が有機農法を始めたのは平成 2 (1990) 年からだが、もともとは父の ■■■ さんが有機農法に取り組んでいた。1986 年に自由貿易の推進を目的として GATT によるウルグアイ・ラウンドが開始された頃、東京の知人から「このままでは米の流通自由化が加速し、米の価格も下がっていくだろう」と言われていた。■■■氏は、昭和 62 (1987) 年に施行された特別栽培米制度<sup>63</sup>を利用し、米の有機栽培、減農薬農法に取り組んだ。また、現在行われている直販も 1985 年に ■■■氏によって始められた。

1985 年に国立長岡高等専門学校機械工学科卒業後した浩史氏は、福岡正信氏のサマーキャンプに参加。その後、水産食品企業で働くこととなるのだが、そこで水産資源の衰退を肌で感じると同時に、人の命を守る食べ物を作る誇りや手間暇を惜しまない姿勢を学んだ。そして 1990 年から 1992 年にかけて、勤務の傍ら米の無農薬栽培の実験を始めることとなる。

1994 年に会社を退職し就農した浩史氏は同年、韓国自然農業趙漢珪(チョー・ハンギョ)氏に出会う。そして趙氏から農の心、土着微生物、地域資源、身の回りにあるものを生かした自然農業の理念を学んだ。

また、稲作との複合農業を模索していた時期に趙漢珪氏に出会ったことで、稲作と家畜は相性が良いことや地域資源と家畜と稲作との循環型の自然農業の考え方に影響を受け、1995 年に自然養鶏を始める。また、同年は宮尾農園と命名と命名された年でもある。

2001 年には妻の ■■■ さんも就農し、その後は生産者と消費者あるいは生産者同士を結ぶネットワークづくりに尽力する。

2008 年には地域自給率 80%の養鶏を実現し、今も「食の安全」を第一目標に掲げ地域の実践農家、農総研、普及センター、新大農学部作物との連携によって有機農法のさらなる

<sup>63</sup> 特別栽培米制度：化学肥料等を使用しないなど特別な方法で栽培される米について、一定の条件のもとに生産者と消費者の直接取引を認める制度。(農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/tokusai\\_a.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html))

研鑽に励んでいる。

以上、有機農法への取り組みの経緯について紹介してきたが、引き続き宮尾農園の現状を霜里農場との比較を交えつつ、あらゆる観点から分析していく。

そこで次頁の表 3-2 を参照して頂きたい。

この表を紹介するにあたり、まずは「有機農法を始めた」という項目に関連して、霜里農場の農場主である金子氏が有機農法を始めた経緯についてここで追加しておく（宮尾農園については前頁を参照）。

金子氏が有機農法を始めたのは、農業の「近代化」政策や減反政策が施行された 1971 年のことである。このような政策に対して危機感を抱いていた当時 23 歳の金子氏は、化石燃料に依存した工業化社会ではなく、国内に豊富に存在する草、森、水、土といった農的資源を活かし、食とエネルギーを自給する循環型で持続可能な社会を創るという生き方を選んだ。米と野菜を化学肥料や農薬を使わずに栽培して直接消費者に届けることで、有機農業によるまちづくりを進めていこうと決意し、その後「変わり者」扱いされながらも一人黙々と有機農業に取り組んでいった（大和田 2011：73-74）。そうして表 3-1 の年表からわかるように、霜里農場はその後、「地域自給」の先進地として発展していくのである。

続いて、「労働力」から順を追って説明していく。

## ・ 労働力

宮尾農園では、基本的には浩史氏と妻の■■■■氏、そして父の■■■■氏が働いているが、その他に同じ大月地区の主婦らが週に 1 回から 2 回、卵の選別や農作業の手伝いを行っている。また、この他にも「縁農村」<sup>64</sup>や「新潟市農業サポーター」の登録者<sup>65</sup>が「農業体験」として、しばしば農作業を手伝っている。霜里農場のように正式なかたちで農業研修生を募集しているわけではないが、不定期で浩史氏の自然養鶏を学びに首都圏などから研修生が来たこともある（年齢層は 30 代前半と比較的若い）。また、農業大学校の学生に対して、浩史氏が講師という形で農業指導することもある。

---

<sup>64</sup> 詳しい説明は 54 頁「教育または教育分野とのかかわり」を参照。

<sup>65</sup> 新潟市民が中心で、宮尾農園を訪れるのはその中でも主婦やサラリーマン、定年退職後の高齢者などが多い。また、参加者は男性よりも女性の割合の方が大きくなっている。

表 3-2. 宮尾農園と霜里農場との比較<その1>

	霜里農場（埼玉県小川町）	宮尾農園（新潟市北区）	備考
農場主 (敬称略)	金子美登 ( <small>よしのり</small> ) ( <small> </small> 年生まれ)	宮尾浩史 ( <small>ひろふみ</small> ) ( <small> </small> 年生まれ)	
有機農法を 始めた年	昭和 46 (1971) 年	平成 2 (1990) 年	
労働力 (敬称略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>金子美登</li> <li><small> </small> (妻)</li> <li>農業研修生 数人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮尾浩史</li> <li><small> </small> (妻)</li> <li><small> </small> (父)</li> </ul>	
生産要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地                             <ul style="list-style-type: none"> <li>田んぼ: <small> </small></li> <li>畑: <small> </small></li> <li>山林: <small> </small></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地                             <ul style="list-style-type: none"> <li>田んぼ: <small> </small></li> <li>畑: <small> </small></li> </ul> </li> </ul>	<参考> 耕地面積(H22) ・新潟県 ①田: 154,400ha ②畑: 19,900ha ③耕作放棄地: 9,452ha ・埼玉県 ①田: 44,100ha ②畑: 35,700ha ③耕作放棄地: 12,395ha
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家畜                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乳牛: <small> </small></li> <li>ニワトリ: <small> </small></li> <li>アイガモ: <small> </small></li> <li>ウサギ: 約 <small> </small></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家畜                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ニワトリ                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>親: 約 <small> </small></li> <li>子: 約 <small> </small></li> </ul> </li> <li>マガモ: <small> </small></li> </ul> </li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>有機肥料など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>有機肥料など</li> </ul> </li> </ul>	
生産物の 種類と 生産量	<ul style="list-style-type: none"> <li>米、小麦</li> <li>合鴨肉</li> <li>卵</li> <li>牛乳</li> <li>野菜</li> <li>果物 等</li> </ul> (具体的な栽培作物は注釈参照 <sup>66</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>米: <small> </small></li> <li>卵: <small> </small></li> <li>大豆: <small> </small></li> <li>野菜 ( <small> </small> )</li> </ul>	

【出所】金子 2003

霜里農場 <http://www.shimosato-farm.com/>

宮尾農園 <http://www15.plala.or.jp/miyaonouen/>

農林水産統計 2011 [http://www.jan-tis.com/userimg/21528-1/22\\_12\\_21n.pdf](http://www.jan-tis.com/userimg/21528-1/22_12_21n.pdf)

2010年世界農林業センサス <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/gaiyou.html>

NHK 2011

宮尾農園現地調査 2011

<sup>66</sup> 霜里農場の生産物: トウモロコシ、大豆、ラッカセイ、小豆、スナックエンドウ、インゲン、フキ、ゴマ、サツマイモ、サトイモ、モロヘイヤ、ツルムラサキ、イチゴ、スイカ、マクワウリ、キュウリ、カボチャ、ジャガイモ、トウガラシ、ピーマン、トマト、ナス、小松菜、キョウナ、チヂミナ、ビタミンナ、ハクサイ、小カブ、キャベツ、ブロッコリー、タアサイ、ダイコン、ネギ、タマネギ、ワケギ、ニラ、アスパラガス、レタス、ゴボウ、シュンギク、ニンジン、セルリー、オクラ、ホウレンソウ、サクラランボ、ウメ、プラム、ユズ、ブルーベリー、ブドウ、キンカン、ビワ、クルミなど1年を通じて60種類近くの作物を栽培(金子 2003: 188-191)。



- **生産要素**

まず土地についてだが、宮尾農園は 〇〇ヘクタールの田んぼを所有しておりそのうち転作による飼料用米分が 〇〇ヘクタールとなっている。また、足りない分の飼料は 10 戸ほどの農家で飼料用米組合をつくって岩船地域の農家から購入している。雨の多い日本海側では畑作物の大豆への転用が難しく、飼料用米用ならば水田としてそのまま機能させておくことができるので、このような取り組みには多面的機能の維持や食料危機などの不測の事態に備えることができる、というメリットがある。

また、畑は約 〇〇〇〇〇〇ヘクタール所有しているが、ここで収穫された野菜(有機農法を用いて栽培)は自家用として消費されるか契約している消費者に贈呈されることになる。

次に家畜であるが、「安定」と呼ばれる親鶏を約 〇〇羽、「育成」と呼ばれる雛鶏を約 〇〇羽飼育しており、常にこの割合を維持している。雛が成長し卵を産むようになると親鶏は廃鶏扱いになるが、「自然養鶏で育てた鶏肉は一般の鶏肉に比べて身が引き締まっておいしい」と新潟市内のイタリア料理やフランス料理の専門店で直接販売されることもある(市場には出回っていない)。

ちなみに、宮尾農園ではマガモを用いて「アイガモ農法」<sup>67</sup>を約 〇〇<sup>68</sup>の水田で行っているのだが、「電気柵などの設備に経費がかかるため、他の農家とシェアできるような農法ではない」こと、また「カモは雑食で虫なども食べてしまうため、生物の多様性が崩れてしまうおそれがある」といった理由で、できることならばこの農法は用いたくないということだった。この言葉からも、浩史氏が自然の循環や多様性をいかに大切にしているかが伺えた。

その他の有機肥料であるが、これは鶏糞、籾殻、稲わら、米ぬか、くず米、シイナ、海水、野菜くずなどを混合することで行われている。どちらの農場でもこのような「土壌微生物を活かす」取り組みは積極的に行われており、たとえば宮尾農園では五頭山の竹やぶや福島潟付近から土を採取し、その土が本来持っている力(=微生物のはたらき)を有機農法や自然栽培を通して最大限引き出している。


また、鶏舎の床に稲わらや落ち葉などを敷き、そこにニワトリが糞をして土壌微生物が

<sup>67</sup> アイガモを田植え後の水田に放し、除草労働をアイガモにまかせ、水稻とアイガモの生産を同時に行う農法。90年代ごろから普及しはじめた。アイガモの食性による雑草防除、害虫防除、ジャンボタニシ駆除の効果、廃糞による養分供給効果、運動による汚水と代かきおよび稲への刺激効果などの技術的効果をもっている(日本有機農業学会編 2001: 181)。

<sup>68</sup> 一反≒991.74 m<sup>2</sup>

活性化することで床を堆肥化させ、良い発酵肥料をつくる（微生物のはたらきで鶏舎は無臭になる）取り組みも行われている。その他にも近所の豆腐店からおから、醤油の搾りかす、米ぬか、くず大豆をもらってきて、それらの食品残渣を発酵させて鶏のえさにしたりしている。このように「地域にあるものを活かす」取り組みは、霜里農場と同様に宮尾農園でも積極的に行われ、その内容は非常に多岐にわたっている。

#### ● 生産物の種類と生産量

両農場における「生産物の種類と生産量」は表 3-2 のとおりである。宮尾農園では年間約  kg の大豆の収穫量があるが、それは栽培に携わった人々に分配されるため野菜と同様、市場に出回ることはない。また、この表をみてわかるとおり、霜里農場では米や卵の他に年間約 60 種類もの作物が作付けされている。

この霜里農場の経営の在り方は、日本政府が 1960 年代以降一貫して推し進めてきた農業の「近代化政策」（＝農業の①機械化②化学化③装置化④大規模化⑤専門化⑥単作化）とは明らかに一線を画しており、「もうひとつの農業の在り方」を示しているといえよう。

続いて、次頁の表 3-3 に両農場の「価格設定」について示した。

#### ● 価格設定

霜里農場、宮尾農園どちらの農産物価格も一般的な価格に比べ割高なことがわかる。もちろん「農薬や化学肥料などを用いない農法であるため、その分一般的な農産物に比べ莫大な労力（＝コスト）がかかるから」といった理由などが挙げられるが、「宮尾米」と「大地」に関しては武郎氏によってつくられた当初からその販売価格は変化していない。

特に自然農法米「大地」は東京町田市の消費者グループからの依頼で生産を開始したのだが、彼らとは一緒に稲刈りをする程の懇意な間柄であったため、武郎さんは彼らに価格設定を任せることにした。しかし、なかなか決まらずに「生産者である武郎氏が決めるのが一番良い」ということになり、最終的に現在の価格設定に落ち着いたというエピソードもある。武郎氏曰く、「本来はもう少し高く設定することも可能だったが、できるだけ消費者の負担が少なく済むように価格を設定した。」とのことであった。

しかし、「有機農産物は付加価値が高いため、その価格が高くなっても仕方がない」という意見に対しては、両者とも真っ向から否定している。金子氏は「有機農産物だから付加価値を付けて高く売ろうという発想自体が、これまでの市場経済主義におもねっている。命をつくる農産物を商品にしてはいけない」と話し（大和田 2011：82）、宮尾氏も取材の中で「有機農法や自然農法が一般化することで消費者も有機農産物をより安価で購入でき

るようになり、結果として有機農産物それ自体も身近な存在になっていくことが望ましい」という風に述べている。

表 3-3. 宮尾農園と霜里農場との比較<その2>

	霜里農場（埼玉県小川町）	宮尾農園（新潟市北区）	備考
価格設定	<p>&lt;会員向け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1世帯当たり月 8000~1万円の定額制。</li> </ul> <p>&lt;一般向け&gt;（全て税込）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●インターネット販売</li> <li>・「金子さんの有機玄米コシヒカリ」：1 kg 950 円</li> <li>・「金子さんの有機白米コシヒカリ」：1 kg 1100 円</li> <li>・「完全無化学肥料・完全無農薬野菜(5~8種類)セット」 4~5人用は 5000 円 3~4人用は 4000 円 2~3人用は 3000 円 1~2人用は 2000 円 で販売されている。</li> </ul>	<p>&lt;会員向け&gt;</p> <p>例：「大地」 5 kg 3,300 円（1 kg/660 円）</p> <p>&lt;一般向け&gt;（全て税込）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●インターネット販売</li> <li>・「宮尾米」： 精白米 1 kg 650 円 玄米 1kg620 円</li> <li>・「大地」： 精白米 1 kg 750 円 玄米 1kg720 円</li> <li>・五穀玄米：1 kg 980 円</li> <li>・もち米：1 kg 666 円</li> <li>・自然農法 大豆： 200g 380 円</li> <li>・「自然卵・みやおのたまご」： 10個入り 600 円 6個入り 360 円</li> <li>●有機八百屋「虹屋」 (新潟市西区)</li> <li>・「宮尾さんの卵」： 10個 620 円 5個 310 円</li> <li>・「大地」 玄米：2 kg 1470 円</li> </ul>	<p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各品目の都市別小売価格<sup>69</sup> (H23. 10)</li> <li>・「うるち米」 (コシヒカリ) 新潟市： 1 kg 443 円 東京都区部： 1 kg 489 円</li> <li>・「うるち米」 (その他) 新潟市： 1 kg 396 円 東京都区部： 1 kg 約 417 円</li> <li>・「もち米」 新潟市： 1 kg 544 円 東京都区部： 1 kg 591 円</li> <li>・「鶏卵」 新潟市： 10個 193 円 東京都区部： 10個 221 円</li> </ul>

【出所】霜里農場 <http://www.shimosato-farm.com/>

宮尾農園 <http://www15.plala.or.jp/miyaonouen/>

総務省「小売物価統計調査」(平成 23 年 10 月)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001084191>

オーガニックファーム <http://www.organic-farm1.com/>

e-farm あとり <http://e-farm.atori.net/products/rice2/index.html#rice1>

宮尾農園現地調査 2011

<sup>69</sup> 総務省「小売物価統計調査」(平成 23 年 10 月)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001084191>

続いて、両農場の「販売先」について、表 3-4 に示す。

• **販売先**

販売先は「世帯」と「商店・企業」に大きく分けられている。

霜里農場は約 40 世帯と戸別に契約を行い、支払いは訪問時に行われる。またその際、各家庭から出た生ゴミは回収され、堆肥として再利用されている。

米、ジャガイモ、ニンジン、タマネギなど保存がきく基本となる野菜や旬の野菜 10~15 品目と卵を仕分けして荷造りをし、40 軒のうち 10 軒はこれらの主食から野菜まで全てを、残りの 30 軒には野菜と卵が配達（地元の消費者には 1 週間~10 日に 1 回、東京には月 1 回程度配達）されている。

表 3-4. 宮尾農園と霜里農場との比較<その 3 >

	霜里農場（埼玉県小川町）	宮尾農園（新潟市北区）	備考
<b>販売先</b>	① 世帯 ・約 40 軒  ② 商店・企業 ・晴雲酒造（小川町） ・ヤマキ醸造（埼玉県神泉村） ・松本精麦（小川町） ・津南高原農産（新潟県津南町） ・高橋ソース（埼玉県本庄市） ・有機野菜レストラン「ボン・レギューム」（埼玉県ときがわ町） ・豆腐工房わたなべ（埼玉県ときがわ町） ・清水屋豆腐店（小川町） ・細川商店「Organic Farm」（小川町） ・野菜直売所「ベジタブルテラス」（埼玉県熊谷市） ・ホームセンター「カタクラ」（小川町）	① 世帯 ・米：約 100 軒（発送分を含む） ・卵：約 50 軒  ② 商店・企業 ・八百屋「虹屋」（新潟市西区小針） ・レストラン「カセット池上」（新潟市中央区） 「雉や」（新潟市中央区） 「リトルバード」（新潟市北区） ・洋菓子店「パルファンドゥー」（新潟市中央区） 例： 「宮尾農園の卵ロールケーキ」：390 円	● 霜里農場の加工食品（一部） ① 「小川の自然酒」（晴雲酒造）：720ml1427 円 <参考> <sup>70</sup> 「清酒」1000ml497 円  ② 醤油「夢野山里」（ヤマキ醸造）：10950 円 <参考> 「醤油」10259 円  ③ 石臼挽き地粉めん（松本精麦）：一袋 230g 210 円 <参考> 「干しうどん」100g65 円

70 参考欄は総務省「小売物価統計調査」をもとにその品目の平均的な市場価格を示してある。  
 総務省「小売物価統計調査」（平成 23 年 10 月「東京都区部」）  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001084191>

	<p>上記以外にもパン屋や精肉店など、地元商店およそ 15 店舗と提携。</p> <p>※加工食品の価格は備考欄を参照</p>	<p>上記以外に居酒屋などにも販売。</p> <p>※加工用に販売されているのは卵のみ</p>	<p>④「ぴっかりとうふ」(清水屋豆腐店)：450g350円</p> <p>&lt;参考&gt; 「豆腐」 100g28円</p>
--	---	---	---

【出所】霜里農場 <http://www.shimosato-farm.com/>  
宮尾農園 <http://www15.plala.or.jp/miyaonouen/>  
e-farm あとり <http://e-farm.atori.net/products/rice2/index.html#rice1>  
晴雲酒造 <http://www.kumagaya.or.jp/~seiun/>  
ヤマキ醸造 [http://www.yamaki-co.com/user\\_data/govokura.php](http://www.yamaki-co.com/user_data/govokura.php)  
清水屋豆腐店 <http://tubasa-u.com/shop/shimizuya/>  
生活工房「つばさ・游」 <http://tubasa-u.com/about/index.html>  
厳選食品「安心堂」 <http://www.anshindo-d.jp/>  
小川町有機農業生産グループ <http://www.geocities.jp/ogawamachigr/>  
総務省「小売物価統計調査」(平成 23 年 10 月「東京都区部」)  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001084191>  
宮尾農園現地調査 2011

また、数多くの地元商店や企業にも販売されているため、「地産地消」だけでなく「地域活性化」にも大いに貢献している。たとえば地元の豆腐店が霜里農場で作られている大豆を輸入大豆のおよそ 5 倍で買い取り 1 丁 280 円という一般的な豆腐に比べ高値で豆腐を販売しているのだが、その独特の豊かな風味が評判となり遠方からも客が買いに来るほどの人気商品となっている。豆腐店や契約している消費者は、単に品質がよいという理由だけでなく「地域の農家を支える」という想いも込めて霜里農場の農産物も購入しているのである<sup>71</sup>。

宮尾農園でも戸別に契約を行っており、契約方法には定期的（月に一回）に配達を行う方法と注文を受けてから配達を行うという二種類の方法がある。契約している農産物は米や卵だが、配達の際それらと一緒に宮尾農園で採れた旬の有機野菜を消費者に贈呈することもある。また、取材によって契約している消費者の実に 3 分の 2 が新潟県外に在住であり、所得階層は比較的高めであることがわかった。新潟市内のレストランや洋菓子店には卵が販売されているのだが（米は販売されていない）、宮尾農園の卵を使った料理やケーキの評判は非常に良いということであった。

引き続き宮尾農園と霜里農場の比較を行っていく。次頁の表 3-5 を参照して頂きたい。

<sup>71</sup> NHK 2011

表 3-5. 宮尾農園と霜里農場との比較<その4>

	霜里農場（埼玉県小川町）	宮尾農園（新潟市北区）	備考
自然エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各消費者から回収した廃食油を生成し、トラクターなどの燃料として利用</li> <li>・家畜の排せつ物などから発生するメタンガスを、煮炊きするためのエネルギーとして利用</li> <li>・水まき用の水あげポンプやカモの電柵用に太陽電池を使用 等</li> </ul>	かつては行われていたが、現在は行われていない。	
生産者同士のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本有機農業研究会</li> <li>・小川町有機農業生産グループ 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新潟有機稲作研究会</li> <li>②日本自然農業協会（全国）</li> <li>③新潟県有機稲作ねっとわあく 等</li> </ul>	
教育または教育分野とのかかわり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の授業の一環として採用</li> <li>・農業研修生制度(毎年数人を採用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊栄田んぼの学校」</li> <li>・「縁農村」</li> <li>・「お米の学校」</li> <li>・「新潟市農業サポーター制度」など</li> </ul>	

【出所】金子 2003

霜里農場 <http://www.shimosato-farm.com/>

宮尾農園 <http://www15.plala.or.jp/miyaonouen/>

宮尾農園現地調査 2011

#### ・ 自然エネルギーの活用

霜里農場は食の自給だけではなくエネルギーの自給も積極的に行われており、その内容は表 3-5 のように非常に多岐に渡っている。エネルギー源としては太陽光や廃食油などなるべく環境や生態系に負荷をかけないものが用いられており、ここでも金子氏の「循環」を大切にしている姿勢が伺える。

宮尾農園では現在そのような取り組みは行われていないが、かつてはエコネットとよさか（現エコネットにいがた）を通して、廃食油を生成しそれをバイオディーゼル燃料（BDF：Bio-diesel Fuel）としてトラクターなどに使用する取り組みを行っていた。その後トラブルや不安などがあり現在はその使用を中止しているが、浩史氏も金子氏同様に「循環と多様性」を大切にしているため、なるべく環境に負荷をかけないこのような取り組みに対しては非常に肯定的であった。

- **生産者同士のネットワーク**

霜里農場や宮尾農園のような「少数派」である農家にとって、他の農家との「理念の共有」は今後のさらなる発展のために必要不可欠である。

たとえば霜里農場のある小川町では「小川町有機農業生産グループ」が組織され、同地区の 19 カ所の農場が提携している。各農家はそれぞれ消費者と提携しているが、一部を共同出荷することで余剰農産物等の無駄をなくしている。

宮尾農園でも他農家との関わりは頻繁に積極的に行われている。「新潟有機稲作研究会」は新潟市北区を中心に、巻、西蒲区、江南区、(東京)の 13 人の農家(2011 年 12 月 15 日現在)から成る組織である。主な活動内容は有機農業に対する知識や技術、理念の共有などで、その他にも放射線の影響が深刻な福島県でも可能な農法の研究や新潟農業バイオ専門学校(新潟市中央区)とも連携し、木村秋則氏の講演会も主催している。「日本自然農業協会」<sup>72</sup>では全国の農家を対象に、農薬を使わない天然の自家製資材や土着微生物の力を活用する農法の紹介や講習会、農家訪問などを行っている。「新潟県有機稲作ねっとわあく」では有機農業新規就農者相談会や講演会などを主宰している。

- **教育または教育分野とのかかわり**

就農希望者への教育はもちろんのこと、生産者と消費者、また生産者同士の「つながり」をつくる取り組みも積極的に行われている。たとえば、単に「援農」を行うだけではなく生産者と消費者の出会い(=縁)を大切にしようという想いをこめて発足された「縁農村」<sup>73</sup>では現在、有機農法や自然の養鶏に取り組む 8 名の農家が登録されており、田植えや収穫などの農作業を消費者と一緒にやっている。農家と消費者のつながりが生産技術や流通の発達の中で希薄になってきた現代農業において、生産者と消費者のお互いの「顔がわかる」このような取り組みは近年ますます見直されてきている。このような取り組みを通して、消費者は自らの「食」に対する認識をより一層深め、生産者もまた「顔がみえる」消費者の存在によって、彼らに「安心・安全でおいしい農産物を届ける」という一層のモチベーションの向上につながるのである。

以上、有機農法や自然栽培、地産地消や地域循環を実践している宮尾農園の取り組みについて、その代表的な事例である霜里農場との比較の中でみてきた。次節ではこれらを踏まえ、望ましい「これからの農業の在り方」の実績と課題について考察していく。

---

<sup>72</sup> 日本自然農業協会 <http://shizen.s143.xrea.com/index.html>

<sup>73</sup> 縁農村 <http://www.ennumura.org/index.html>

### 3.3 「これからの農業の在り方」の考察

「農業の危機」と言われて久しい昨今、農業の構造的な問題に加え（詳しくは第一章参照）、ここ数年に相次いだ食品の偽装事件や汚染事件により食品の信頼性は大きく失墜し、国民は「食」の「安心・安全」に対して敏感な反応を示すようになった。また、第二章で述べたように、農業政策の効果も未だ限定的であると言わざるをえないのが現状である。

しかしその一方で、私たちは農業や食糧問題に目を向けることにより、農業の本来あるべき姿を再考するようにもなった。身近な「食」から、日本の農業の将来を考えるようになったのである（関・松永 2010 : 228）。

そこでこの第3節では、本章第二節で学んだ霜里農場や宮尾農園の取り組みの具体的な事例をもとに、「これからの農業の在り方」についてその考察を行っていく。

霜里農場や宮尾農園において、有機農法や自然農法といった農法面以外にも「これからの農業」を考える上で欠かせない画期的な取り組みが行われていた。

それは、有機農産物の「販売方法」である。

有機農法は一般に、生産や流通体制において以下のような問題<sup>74</sup>が存在すると考えられてきた。

- ①生産者が小規模、分散している。
- ②農薬などの化学物質を使用しないため、農産物の品質が安定しない。
- ③まとまった数量の農産物が提供できない。
- ④一定数量商品が継続して提供されない。
- ⑤コストが一般的な農産物に対して増加するため、その分単価も高くなる。

これらの問題が重なった結果、有機農産物は市場ルートに乗りにくく規則的に販売しにくいものとして、人々の間に認識されるようになってしまった。

しかし、霜里農場や宮尾農園の場合「理念に共感し、応援してくれる消費者の存在」と「戸別訪問販売」によって上記の問題が解消され、継続的な有機農産物の生産・販売が可能になったのである。

このような「理解ある消費者」は、単なる「消費者」という枠組みを越えて、農家を応援する「サポーター」としての役割も担っている。霜里農場の「お礼金制度」などはまさにその象徴で、農家に対して支払う金額は消費者自らが決めている。この「お札制」の場合、たとえば天候などの影響で消費者が受け取る農産物量が前回に比べ大幅に減少したと

---

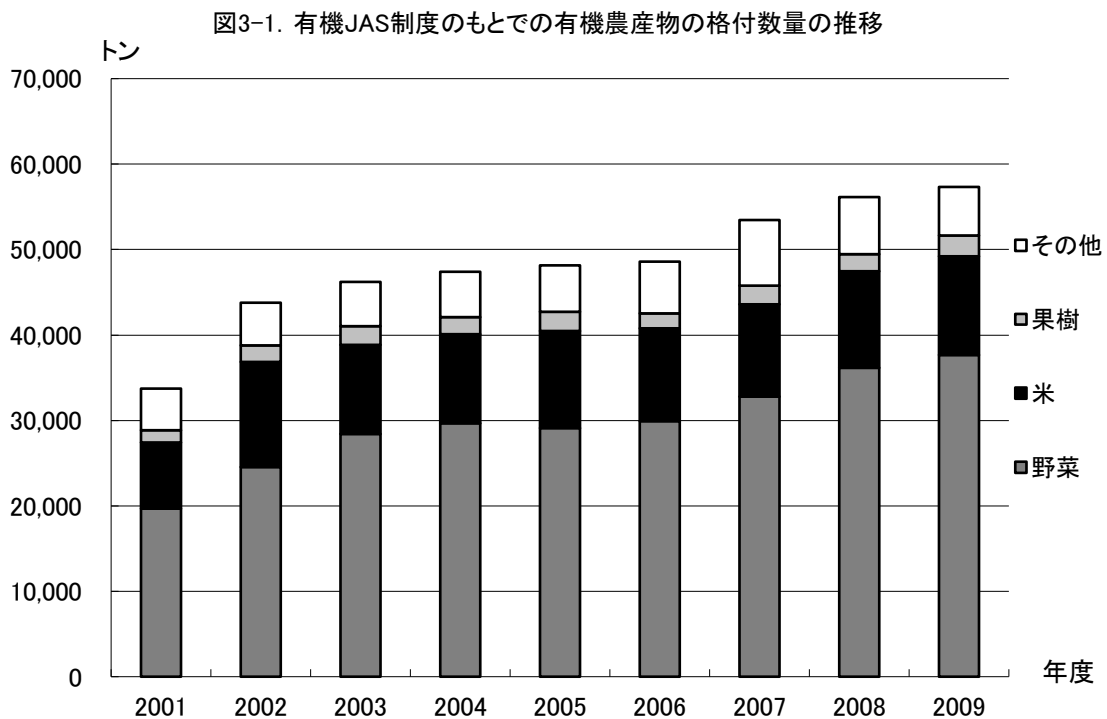
<sup>74</sup> 下平尾ほか 2009 : 66-67, 二期 2004 : 64-65



しても、彼らは変わることなく前回同額の「お礼金」を払い続ける。そうすることで、有機農産物が抱える「自然環境に左右されやすい」という問題を克服し、それらを栽培している農家を支えているのである。逆もまた然りで、農家は「安心・安全」な農産物を届けることで、消費者たちの食、すなわち生活そのものを支えているのである。このような消費者と農家との信頼関係を、金子氏は「小利大安」（＝小さい利益でも大きな安心）と表現している<sup>75</sup>。

また、有機農法の在り方そのものについても、ここでいま一度考察していく必要がある。

下の図 3-1 は有機 JAS 制度のもとで格付された「有機農産物」の格付数量の推移を表したものである。



【出所】農林水産省 2011：8

図 3-1 をみると、「有機」の認証を受けた農産物の数量は年々増加してきていることがわかる。つまりこの図は、日本の「食の安心・安全」に対する意識の高まりを表している。

だがここで、「有機農産物」の定義についていま一度考えてみると、次のような疑問が浮かんでくる。

果たして、「有機農産物」は本当に「安心・安全」であると言えるのだろうか――。

<sup>75</sup> 霜里農場 <http://www.shimosato-farm.com/>

それを踏まえ、ここで一つの「実験」を紹介する<sup>76</sup>。透明な三つのコップの中にそれぞれ「自然栽培野菜」、「有機野菜」、「一般野菜」を入れ、その腐敗の進行具合を観察するというものである。「自然栽培野菜」は無肥料・無農薬の野菜、「有機野菜」は有機 JAS 制度に基づいて栽培された野菜、「一般野菜」はスーパーで売られている野菜である。

そのままそれらの野菜を容器に入れたまま二週間放置しておくと、「安全」と認められたはずの「有機野菜」が最も腐っているのである。自然栽培の野菜は原形をそのまま保ちながら最後は干物のようになり、一般野菜は、スーパーからの「農薬や肥料をあまり使わないでくれ」という指示のもとで栽培が行われていたため、肥料や農薬を一年間使わなかったのがその原因として挙げられる。

ではなぜ「安全」といわれている「有機農産物」は、これほど腐ってしまったのだろうか。その大きな要因として「未完熟な堆肥の使用」が挙げられる。

未完熟の堆肥からは「すべての病気の根源」といわれる硝酸化窒素が大量に発生し、農産物はもちろん、人間に対しても多大なる影響を与えるということが近年認識されるようになってきた<sup>77</sup>。しかも、硝酸化窒素は有機質であるため、たとえそれが大量に投入されていても、有機 JAS 制度のもとならばその農産物は「有機農産物」として表示されてしまうのである。

「奇跡のリンゴ」<sup>78</sup>で有名な青森県の農家木村秋則氏は、この「硝酸化窒素問題」について次のように述べている。「私たちの食べ物がどんな堆肥を使って生産されたものなのか、化学肥料を使ったものなのか、何も使わずに生産したものなのかを知る必要があります。ガラスのコップの中で起きる変化はみんなのお腹の中で起きていると思って下さい」（木村 2009 : 106）。

また、上記のような「硝酸化窒素問題」の他にも、有機農業は現在ある問題を抱えている。

それは、有機農産物における「放射能の影響」である。京都大学原子炉実験所の小出裕章助教授は、その著書の中で「有機農法は、地表で育った作物をもう一度堆肥にして何度かまたそれを再循環させるという農法であるため、土が汚れていればその分農産物も放射能に汚染されやすくなる」（小出 2011 : 54）と、「有機農産物ほど放射能の影響を受けや

---

<sup>76</sup> 木村 2009 : 100-106

<sup>77</sup> より詳しい解説は鈴木 2005 を参照。

<sup>78</sup> 詳しくは石川 2008 を参照。

すい」という論を展開している。

この度の東日本大震災に伴う福島原発事故の影響で、この問題はますます重要になってくるだろう。このような現状も踏まえ、浩史氏は「福島県でできる農法」の研究に取り組んでいる。また、宮尾農園の米と卵を取り扱っている有機八百屋の「虹屋」では、訪れた消費者に「畑の便り」という情報紙を配布している。そこには「核災害への備え」として、放射線が農産物にもたらす影響などが載っており、「食」に対する意識の高さと強い使命感を感じる内容となっている<sup>79</sup>。

このように、「農業の危機」といわれている現状の中でも、いやむしろそのような状況だからこそ、望ましい「これからの農業の在り方」を求めて立ち上がる人は必ずいるのである。

しかし、この「これからの農業」のさらなる発展は、これまで学んできたとおり、生産者と私たち消費者との「連携」なくしてはありえないだろう。「生活クラブ事業連合生活協同組合」連合会会長の加藤好一氏<sup>80</sup>の言葉を借りるならば、私たち消費者にとって「商品は安いに越したことはないが、より大切なことは、なぜその商品がそのような価格であるのかがわかること、あるいはわかろうとすること」であり、「自分の消費行動の意味を客観的に評価でき、自らの価値観で消費行動を律して自分でそれを意味づける」<sup>81</sup>（村田 編 2011：222-223）が必要になってくる。

そして、このことはつまり、「これからの農業の在り方」を実践していく上で私たち消費者に求められている「これからの消費者の在り方」でもあるのである。

「農業の危機」と呼ばれ、大きな岐路に立っている現代の日本。しかし、そんな状況だからこそ、私たちの生活に欠かせない「食」の在り方をいま一度見つめ直し、生産者や消費者の枠を超えた「つながり」によって「本物」の農産物を当たり前で食べられる環境を創っていくことが可能になっているのである。そして、そのような取り組みによって「これからの農業」を実現しさらに発展させていくことこそが、岐路に立つ日本が目指すべき、あたらしい農業のかたちと言えよう。

---

<sup>79</sup> 虹屋 2011

<sup>80</sup> 「生活クラブ」<http://www.seikatsuclub.coop/>

<sup>81</sup> 経済評論家の内橋克人（1932～）氏は、このような消費者のことを「自覚的消費者」と表現している（内橋 2011：87）。

## おわりに

“A.K method”という言葉をご存じだろうか。この言葉は、かつて「絶対不可能」といわれていたリンゴの「完全無肥料・無農薬栽培」(＝自然栽培)を実現した青森県の農家である木村秋則氏の名前から付けられたものであり、別名“Natural farming”と呼ばれている。慣行農法の常識を覆すこの農法に対し世界中から農業指導や講演の依頼が相次ぎ、木村氏は現在、少しでも多くの人にこの「あたらしい農業の在り方」を広めるために、世界中を飛び回る忙しい日々を送っている。

本稿で取り上げた宮尾浩史氏も、そんな木村氏から多大なる影響を受けた人物の一人であった。取材の中で浩史氏は「農業を通して自分の理想とする生き方を表現している」と度々口にしてはいたが、そんな宮尾農園の「自然卵」を初めて口にしたときの衝撃は今でも忘れることが出来ない。その卵は浩史氏のこのような想いが凝縮され「自然本来」の美味しさに満ち溢れ、まるで身体が喜んでいるような気分だった。

また、霜里農場の金子美登氏は、「日本は『農業の危機』に対してどのように立ち向かっていくべきか」という問いに対して、既に以下のような「答え」を用意している。

「自分たちで壊してきたのだから、そのプロセスの逆をすればいい。方法はわかっています。そして、日本の食料自給率を上げるには、私のように農家が直接数十世帯の食を支えるような仕組みを作ることで可能なんです」(大和田 2011 : 84)。

金子氏のこの言葉は、まさに日本が目指すべき「これからの農業の在り方」を端的に表したものであるといえよう。しかもそれは、金子氏や木村氏、そして宮尾氏などの農家たちの手によって既に「実現」しているのである。

ここで、「有機農産物は高いから、この農法が一般的になることはない」という意見も当然出てくるだろう。たしかに今は「まだ」そうかもしれない。しかし、浩史氏の目標である「化学物質に頼らない農法を確立し、安定的に収穫できる技術を全ての農家とシェアすること」が実現すれば、それらの有機農産物は生産者にとってもそして私たち消費者にとっても、より身近で当たり前のものになっていくのである。

「安心・安全」が「当たり前」の農産物を「当たり前」に食べることができる、そんな日が来るのはそう遠い未来の事ではないのかもしれない。そのためには、生産者は生産者の、消費者は消費者の「これからの農業の在り方」を実践していく必要がある。そして、それらを実現していく為の「土壌」は、既に出来上がっているのである。

## 参考文献・参考資料・参考 URL・参考番組・調査協力

### 【参考文献】

- ・麻野尚延 1998：『わが国農林業と規制緩和』農林統計協会
- ・石川拓治 2008：『奇跡のリンゴ―「絶対不可能」を覆した農家木村秋則の記録』
- ・伊藤元重 2002：『日本の食料問題を考える』NTT 出版株式会社
- ・内橋克人 2011：『共生経済が始まる―一人間復興の社会を求めて』朝日文庫
- ・大野和興 1994：『農と食の政治経済学』緑風出版
- ・大野和興 2004：『日本の農業を考える』岩波ジュニア新書
- ・大和田順子 2011：『アグリ・コミュニティビジネス』学芸出版社
- ・岡田知弘 伊藤亮司 にいがた自治体研究所 編 2011：『TPP で暮らしと地域経済はどうなる』自治体研究社
- ・金子美登 2003：『金子さんちの有機家庭菜園』家の光協会
- ・木村秋則 2009：『リンゴが教えてくれたこと』日経プレミアシリーズ
- ・木村秋則 2010：『木村秋則と自然栽培の世界』日本経済新聞出版社
- ・小出裕章 2011：『放射能汚染の現実を超えて』河出書房新社
- ・篠原孝 2000：『農的循環社会への道』創森社
- ・下平尾勲 伊東維年 柳井雅也 2009：『地産地消 豊かで活力のある地域経済への道標』日本評論社
- ・鈴木宣弘 2005：『食料の海外依存と環境負荷と循環農業』筑波書房
- ・鈴木宣弘 2008：『現代の食料・農業問題』創森社
- ・鈴木宣弘・木下順子 2011：『TPP と日本の国益』大成出版社
- ・関満博・松永桂子 2010：『農産物直売所／それは地域との「出会いの場」』新評論
- ・田代洋一 2001：「日本に農業は生き残れるか 新基本法に問う」大月書店
- ・田淵俊雄・塩見正衛 2001：『中山間地と多面的機能』財団法人農林統計協会
- ・趙漢珪 1994：『土着微生物を活かす』農文協
- ・中島正 2004：『増版晩 自然卵養鶏法』農文協
- ・日本有機農業学会 編 2001：『有機農業―21 世紀の課題と可能性』コモンズ
- ・農林水産省 2010：『平成 22 年度版 食料・農業・農村白書』佐伯印刷株式会社
- ・農林水産省 2011：『平成 23 年度版 食料・農業・農村白書』農林統計協会

- ・農林水産省 2011『平成 21～22 年 新潟農林水産統計年報』北陸農政局 新潟農政事務所
- ・福岡正信 1983：『自然農法一わら一本の革命』春秋社
- ・二木季男 2004：『地産地消マーケティング』家の光協会
- ・三島徳三 2001：『規制緩和と農業・食料市場』日本経済評論社
- ・村田武 編 2011：『食料主権のグランドデザイン』農文協
- ・養老孟司 2006：『超バカの壁』新潮社
- ・レイチェル・カーソン著 青樹 築一訳 1987：『沈黙の春』新潮社

### 【参考資料】

- ・木村秋則 2011「木村秋則 第3回自然栽培講座」講義資料
- ・有機八百屋「虹屋」2011：『畑の便り』（11月29日）

### 【参考 URL】

- ・OECD（経済協力開発機構）  
[http://www.oecd.org/home/0,2987,en\\_2649\\_201185\\_1\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/home/0,2987,en_2649_201185_1_1_1_1_1,00.html)  
「REVIEW OF TARIFFS SYNTHESIS REPORT」（1999）  
[http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TD/TC\(99\)7/FIN](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TD/TC(99)7/FIN)  
[AL&docLanguage=En](#)
- ・国際連合食糧農業機関（FAO）日本事務所 <http://www.fao.or.jp/index.html>  
世界重要農業遺産システム（GIAHS） <http://www.fao.or.jp/263/225.html>
- ・農林水産省 <http://www.maff.go.jp/index.html>  
「用語の解説」 [http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2000/dictionary\\_n.html#n18](http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2000/dictionary_n.html#n18)  
「食料・農業・農村計画の策定経過」 <http://www.maff.go.jp/j/keikaku/index.html>  
「農業構造の展望」 [http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/pdf/kouzou\\_tenbou.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/kouzou_tenbou.pdf)  
「農林水産関係用語集」 [http://www.maff.go.jp/j/use/tec\\_term/index.html](http://www.maff.go.jp/j/use/tec_term/index.html)  
「生産農業所得統計」 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001084169>  
「平成 22 年年度食料自給率をめぐる事情」  
[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/pdf/22slide.pdf](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/pdf/22slide.pdf)  
「食料自給率の部屋」  
[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/other/2007-foreign-country-sankou5.xls](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/other/2007-foreign-country-sankou5.xls)

「農業・農村の多面的機能」

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo\\_kinou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/index.html)

「農業の多面的機能の比較対象表」

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo\\_kinou/06\\_hikaku.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/06_hikaku.html)

「農業者戸別補償制度」 [http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html)

「農業者戸別補償制度の概要」

[http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/kobetu/pdf/kobetu\\_h23pamph\\_231116.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/kobetu/pdf/kobetu_h23pamph_231116.pdf)

「耕地および作付面積統計」

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html#r>

「生産農業所得統計」

[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nougyou\\_sansyutu/index.html#r](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nougyou_sansyutu/index.html#r)

「市町村別データ 長期累年 耕地面積【新潟県】」

[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityo\\_tyouki/kouti/k15.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityo_tyouki/kouti/k15.html)

農林業センサス累計統計書「農家数」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001012037&cycode=0>

2010年農林業センサス「総農家数及び土地持ち非農家数」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>

農林業センサス累計統計書「農業就業人口」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001012037&cycode=0>

2010年農林業センサス「年齢別農業就業人口」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>

2010年農林業センサス「新潟市」

[http://www.city.niigata.jp/info/somu/toukei/n-stat/03\\_01nou\\_cen/h22\\_2010/index.html](http://www.city.niigata.jp/info/somu/toukei/n-stat/03_01nou_cen/h22_2010/index.html)

農林業センサス累計統計書「田畑別経営耕地面積」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001012037&cycode=0>

2010年農林業センサス「経営耕地のある農家数と経営耕地面積」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>

農林業センサス累計統計書「耕作放棄地」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001012037&cycode=0>

2010年農林業センサス「耕作放棄地面積」

- <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>  
農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」  
[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/tokusai\\_a.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html)
- ・総務省 <http://www.soumu.go.jp/>  
総務省統計局「人口の推移と将来人口」 <http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>  
総務省「小売物価統計調査」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001084191>
  - ・財務省 <http://www.mof.go.jp/>  
「実行関税率表」 <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
  - ・北陸農政局 <http://www.maff.go.jp/hokuriku/>  
「農林水産統計」平成22年12月21日公表  
[http://www.jan-tis.com/userimg/21528-1/22\\_12\\_21n.pdf](http://www.jan-tis.com/userimg/21528-1/22_12_21n.pdf)
  - ・国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>  
国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」  
<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO-title.htm>
  - ・経済企画庁「昭和31年 年次経済報告」（経済白書）  
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je56/wp-je56-010501.html>
  - ・日本学術会議 <http://www.scj.go.jp/index.html>  
「提言・報告等【答申】」 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-5.html>
  - ・新潟県 <http://www.pref.niigata.lg.jp/>  
「新潟県の主要指標」 <http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/1240862480587.html>  
「こいがたフード・ブランド」 [http://www.pref.niigata.lg.jp/syokuhin/brand\\_top.html](http://www.pref.niigata.lg.jp/syokuhin/brand_top.html)
  - ・新潟市 <http://www.city.niigata.jp/>  
「新潟市のプロフィール」 <http://www.city.niigata.jp/profile/index.html>  
「平成22年国勢調査結果」  
[http://www.city.niigata.jp/info/somu/toukei/n-stat/01\\_01kokutyo/data/h22/index.html](http://www.city.niigata.jp/info/somu/toukei/n-stat/01_01kokutyo/data/h22/index.html)  
「新潟市農業都市構想」 <http://www.city.niigata.jp/info/nosei/kousou/plan/newpage.html>  
「市長プロフィール」 <http://www.city.niigata.jp/info/hisyo/sicho/profile.htm>  
新潟市総合情報誌「日本海政令市『新潟』」2008年 VOL.3  
<http://www.city.niigata.jp/info/koho/johoshi/johoshi-Vo.3/seirei/index.html>



「新潟市の農業概況」

[http://www.city.niigata.jp/info/shoku\\_hana/meisan/4\\_nougyougaikyou.pdf](http://www.city.niigata.jp/info/shoku_hana/meisan/4_nougyougaikyou.pdf)

「米作り名人事業」 <http://www.city.niigata.jp/kensaku/youkou/files/public/02151.pdf>

- ・米穀機構米ネット <http://www.komenet.jp/>

「ミニマム・アクセス米の輸入数量の推移」

<http://www.komenet.jp/komedata/yunyu/2004/data1.html>

「米穀の落札銘柄平均価格の推移」

<http://www.komenet.jp/komedata/kakaku/2004/data3.html>

- ・「有機農業の推進に関する法律」第2条

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO112.html>

- ・日本自然農業協会 <http://shizen.s143.xrea.com/index.html>

- ・縁農村 <http://www.ennoumura.org/index.html>

- ・2010年世界農林業センサス <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/gaiyou.html>

- ・オーガニックファームホームページ <http://www.organic-farm1.com/>

- ・NHK『クローズアップ現代』2011年10月17日放送「“自給力”」

- ・霜里農園ホームページ <http://www.shimosato-farm.com/>

- ・宮尾農園ホームページ <http://www15.plala.or.jp/miyaonouen/>

- ・小川町有機農業生産グループ <http://www.geocities.jp/ogawamachigr/>

- ・e-farm あとりホームページ <http://e-farm.atori.net/products/rice2/index.html#rice1>

- ・清水屋豆腐店ホームページ <http://tubasa-u.com/shop/shimizuya/>

- ・晴雲酒造株式会社 <http://www.kumagaya.or.jp/~seiun/>

- ・生活工房「つばさ・游」ホームページ <http://tubasa-u.com/about/index.html>

- ・厳選食品「安心堂」ホームページ <http://www.anshindo-d.jp/>

- ・「生活クラブ」 <http://www.seikatsuclub.coop/>

#### 【参考番組】

- ・NHK「クローズアップ現代」2011年10月17日放送「“自給力”」

#### 【調査協力】

- ・「宮尾農園」農園主 宮尾浩史氏 2011年12月15日